主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)(第一条関係)

(傍線部は改正部分)

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置(第 第五節 緊急時の措置(第三十七条‐第四十条)		第三節(汝府の買入へ及び売度)へ第二十九条 - 第三十三条)第三款(米穀価格形成センター(第十八条 - 第二十八条)	第二款 米穀安定供給確保支援機構(第八条 - 第十七条)	第一款 生産調整方針(第五条 - 第七条) 第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置	節	第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置第一章 総則(第一条‐第三条)	目次	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	改正案
第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置(第一の三)	政府以外の者の行う輸入及び輸出(第一政府以外の者の行う輸入及び輸出(第	第三節(改守の買入へ及び売度して第五十九条)第五款(自主流通米価格形成センター(第四十八条)第五計(第五十八条)第四款(販売業(第三十五条)第四十七条)	第三款 自主流通法人(第二十八条 第三十四条)第二款 出荷取扱業(第六条 第二十七条)	第一款(生産者(第五条)第二節(計画的な流通の確保に関する措置)	節	第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置第一章 総則 (第一条 第三条)	目次	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	現行

四十一条 - 第四十六条)

第四章 雑則 (第四十七条 - 第五十四条)

第五章 罰則 (第五十五条 - 第六十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。

・ 、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための、、米穀の生産者から消費者までの適正かつ円滑な流通を確保するための果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

うものとする。

一方のとする。

一方ものとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方ものとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方のとする。

一方ものとする。

一方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のとする。

「方のときる。

「方のときる。

「方のときる。

「方のときる。

「方のときる。

「方のときる。

「方のときる。

「方のときる。

「うのときる。

「うるときる。

「うのときる。

「うのにはるる。

「うのにはる。

「うのにはる。

「うのにはる。

「うのにはるる。

「うのにはる。

「うのにはる。

「うのにはる。

に、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施に当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするととも2 政府は、前項に規定する生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずる

六十六条 第七十一条)

第四章 雑則 (第七十二条 第八十三条)

第五章 罰則 (第八十四条 第九十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

活と国民経済の安定に資することを目的とする。

、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並、米穀の生産者から消費者までの計画的な流通を確保するための措置並果たし、かつ、重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ第一条 この法律は、主要な食糧である米穀及び麦が主食としての役割を

(主要食糧の需給及び価格の安定を図るための基本方針)

努めなければならない。 策との有機的な連携を図りつつ、 地域の特性に応じて、これを行うよう

3 (略)

第三条 (略)

(定義)

2 (略)

(定義)

第三条 (略)

2

施した者をいう。 穀の生産の目標を基礎として政令で定めるところにより農業者ごとに定 を行うことをいい、 他農林水産大臣が定める用途に供するものを除く。 の作付けその他の農林水産省令で定める方法による米穀(飼料の用その 件に該当するものについて、 その他農林水産省令で定める土地を含む。)で農林水産省令で定める要 められた面積の水田(災害により稲の作付けが著しく困難となった土地 この法律において「米穀の生産調整」とは、農林水産大臣が定めた米 生産調整実施者」とは、当該生産活動の調整を実 政令で定めるところにより、 の生産活動の調整 稲以外の作物

3 (略)

2

(略)

4 この法律において「計画流通数量」とは、 消費者に対し計画的な供給

を図るものとして、農林水産大臣が定める米穀の数量をいう。

- 5 米穀の数量をいう。 がなされるものとして、 この法律において「計画出荷数量」とは、生産者からの計画的な出荷 農林水産大臣が計画流通数量を勘案して定める
- 6 ものであって、 ち生産者から登録出荷取扱業者に売り渡され、又は売渡しが委託される この法律において「自主流通米」とは、 第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従い、 計画出荷数量に係る米穀のう 流

通するものをいう。

- 産調整実施者から政府が買い入れ、売り渡すもの及び輸入に係る米穀で7。この法律において「政府米」とは、計画出荷数量に係る米穀のうち生
- 。― 2の法律において「計画流通米」とは、自主流通米及び政府米をいう

あって政府が取得し、

売り渡すものをいう。

- 10 この法律において「出荷収扱業」とは、第一種出荷収扱業及び第二種者から第五条第一項の計画出荷米の売渡し又は売渡しの委託を受けることによりその出荷を取り扱う業務をいい、「第二種登録出荷取扱業者」とは、第二種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第二十七とは、第二種出荷取扱業を行うことについて第六条第一項又は第二十七とは、第一種登録出荷取扱業者」
- 者及び第二種登録出荷取扱業者をいう。出荷取扱業をいい、「登録出荷取扱業者」とは、第一種登録出荷取扱業11。この法律において「出荷取扱業」とは、第一種出荷取扱業及び第二種
- 13 この法律において「小売業」とは、計画流通米の小売の業務をいい、

第 | |章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本指針

第四条 定めるところにより、毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指 農林水産大臣は、 米穀の需給及び価格の安定を図るため、 政令で

針 (以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

2

三

(略)

3 農林水産大臣は、 前項第二号に掲げる事項を定めるため必要があると

きは

都道府県知事に対し、

資料の提出その他必要な協力を求めること

四

五

(略)

は第四十七条第一項において準用する第十条第二項の登録を受けた者を 登録小売業者」とは、 小売業を行うことについて第三十五条第一項又

14 この法律において「販売業」とは、 卸売業及び小売業をいう。

いう。

第二章 米穀の需給及び価格の安定を図るための措置

第一節 基本計画

(基本計画)

第四条 で定めるところにより、 農林水産大臣は、 毎年、米穀の需給及び価格の安定に関する基本 米穀の需給及び価格の安定を図るため、 政令で

計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

Ξ 米穀の生産の目標その他米穀の生産調整に関する事項

四 (略)

計画出荷数量及び計画出荷数量のうち米穀の備蓄の運営のために政

府が買い入れる米穀の種類別の数量に関する事項

五

六 計画流通数量並びにその国内産又は外国産の別、 自主流通米又は政

府米の別及びその種類別の数量に関する事項

七 は期間別に定める数量に関する事項 前号に掲げる数量について、 政令で定めるところにより、 地域別又

八 九 (略

3 米穀の生産者の適確な営農活動に資するものとなるよう、 農林水産大臣は、 基本計画を策定するに当たっては、 当該基本計画が 政令で定める

ができる。

4 農林水産大臣は、 基本指針を定めようとするときは、 食料・農業・農

村政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 なければならない。 農林水産大臣は、 基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表し

6 できる。 において、特に必要があると認めたときは、基本指針を変更することが 農林水産大臣は、 米穀の需給事情その他経済事情に変動が生じた場合

7 ついて準用する。 第三項から第五項までの規定は、 前項の規定による基本指針の変更に

第二節 適正かつ円滑な流通の確保に関する措置

第一款 生産調整方針

(生産調整方針の認定)

第五条 めるところにより、 で定める者(以下「生産出荷団体等」という。)は、 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令 米穀の生産調整に関する方針 (以下「生産調整方針 農林水産省令で定

> 項につき、その計画的な生産及び出荷の指針となるべきものを定め、こ ところにより、 あらかじめ、 前項第二号、 第三号及び第五号に掲げる事

れを公表するものとする。

4 項において同じ。 農林水産大臣は、)を定めようとするときは、 基本計画(第二項第七号に掲げる事項を除く。 米穀の需給事情等に関し 第六

学識経験を有する者及び関係者の意見を聴くものとする。

5 ついて関係都道府県知事に通知するものとする。 を聴くものとし、 るときは、 農林水産大臣は、 あらかじめ、その関係部分について関係都道府県知事の意見 当該数量を定めたときは、 第二項第七号に掲げる地域別の数量を定めようとす 遅滞なく、 当該関係部分に

6 農林水産大臣は、 基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない

7 できる。 において、特に必要があると認めるときは、基本計画を変更することが 農林水産大臣は、 米穀の需給事情その他経済事情に変動が生じた場合

8 ついて準用する。 第四項から第六項までの規定は、 前項の規定による基本計画の変更に

第二節 計画的な流通の確保に関する措置

第一款 生産者

(米穀の売渡先等)

第五条 水産大臣が米穀の生産者ごとに定める数量 (以下「計画出荷基準数量」 められた計画出荷数量を基礎として、政令で定めるところにより、農林 米穀の生産者は、その生産した米穀のうち、 基本計画において定

臣の認定を受けることができる。 という。) を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大

- 2 生産調整方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。
- 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の) の設定方針

目標(以下「生産数量目標」

という。

=件の変化により生産数量目標を上回って生産された数量の米穀に係る 生産数量目標を達成するためとるべき措置(天候その他の自然的条 2

措置を含む。

- 3 農林水産大臣は、 第 項の認定の申請が次の各号のすべてに該当する
- ときは、同項の認定をするものとする。 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。
- _ 切なものであること。 前項第二号に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適
- \equiv その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 関し必要な事項は、 前三項に規定するもののほか、 政令で定める。 生産調整方針の認定及びその取消しに

(生産調整方針に関する助言及び指導)

第六条 な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとする。 国は、 生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切

第七条 生産出荷団体等は、 生産調整方針の作成及びその適切な運用のた

2 め 地方公共団体は、 地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができる。 前項の規定により協力を求められた場合において、

> 付された米穀でなければならない。 穀は、農林水産省令で定めるところにより計画出荷米である旨の表示が 若しくは第一種登録出荷取扱業者に売渡しを委託しなければならない。 り渡し、 で定めるところにより、自主流通米として第一種登録出荷取扱業者に売 という。)に係る米穀(以下「計画出荷米」という。)について、 この場合において、 若しくは売渡しを委託し、 当該売渡し (委託による売渡しを含む。 又は政府米として政府に売り渡し、 に係る米 政令

- 量に係る米穀について、行うことができる。 めるところにより、 おいて定められた政府が買い入れる米穀の数量を基礎として、 Iţ 前項の規定による政府米としての売渡し (委託による売渡しを含む。 米穀の生産者が生産調整実施者である場合において、 農林水産大臣が当該生産調整実施者ごとに定める数 基本計画に 政令で定
- 4 3 登録出荷取扱業者と米穀の出荷に係る契約 託しようとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、 画出荷米について第一種登録出荷取扱業者に売り渡し、 あるとして政令で定める場合を除き、その変更を承認するものとする。 に計画出荷基準数量の変更を申請することができる。 をして、 農林水産大臣は、 米穀の生産者 (政令で定める者に限る。) は 米穀の生産者は、 するものとする。 米穀の計画的な流通の確保に支障を及ぼすおそれが 農林水産省令で定めるところにより、 (以下「出荷契約」という。 第一項の規定により計 この場合において 又は売渡しを委 農林水産大臣 第一種
- 5 渡しに係る数量を農林水産大臣に届け出なければならない。 す場合には、 米穀の生産者は、 農林水産省令で定めるところにより、 その生産した米穀で計画出荷米以外のものを売り渡 あらかじめ、

行うように努めるものとする。性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特

第二款 米穀安定供給確保支援機構

(指定)

を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構(以下「機構」というして設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人の他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正か 2 第八条 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的と 第

| 住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。 | 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、機構の名称、

として指定することができる。

- は、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするとき

(業務)

第九条 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき同条第二項第二号に一第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う

第二款 出荷取扱業

(出荷取扱業の登録)

ればならない。 第六条 出荷取扱業を行おうとする者は、農林水産大臣の登録を受けなけ

、都道府県の区域ごとに行う。前項の登録は、第一種出荷取扱業及び第二種出荷取扱業の区分により

(第一種出荷取扱業の登録の申請)

| 定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣||第七条 第一種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

に提出しなければならない。

充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

= 債務(当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る) を

保証すること。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第十条 機構は、 農林水産大臣の認可を受けて、 前条第一号に掲げる業務

(貸付けの決定を除く。)及び同条第二号に掲げる業務(債務の保証の

2 金融機関は、 の一部を金融機関に委託することができる。 他の法律の規定にかかわらず、 前項の規定による委託を

決定を除く。

受け、 当該業務を行うことができる。

(業務規程の認可)

第十一条 業務」という。)を行うときは、貸付等業務の開始前に、 機構は、 第九条第一号及び第二号に掲げる業務 (以下「貸付等 貸付等業務の

実施に関する規程(以下この款において「業務規程」という。 農林水産大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようと を作成

するときも、 同様とする。

営業所の所在地

 \equiv 法人にあっては、 第一種出荷取扱業を行う役員の氏名

兀 第 一種出荷取扱業を行う都道府県の区域

五 第一種出荷取扱業に必要な施設の状況

2

しなければならない。 当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を添付 事項を記載した事業計画書及び第九条第一項第五号から第七号までに該 前項の申請書には、 第一種出荷取扱業について農林水産省令で定める

(第 一 種出荷取扱業の登録の実施)

第八条 農林水産大臣は、 前条の規定による登録の申請があったときは、

第一 種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、

前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

登録年月日及び登録番号

2 の旨を申請者に通知しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による登録をしたときは、 遅滞なく、

) 第 |種出荷取扱業の登録の拒否)

第九条 農林水産大臣は、 第一種出荷取扱業の登録の申請者が次の各号の

一に該当するとき、又は第七条第一項の申請書若しくは同条第二項の事

り、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、 業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があ その登録を拒否し

なければならない。

次に掲げる事項を

- をことを命ずることができる。 確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべる。 農林水産大臣は、前項の認可をした業務規程が貸付等業務の適正かつ
- | めるものを権原に基づいて利用できない者| | 第一種出荷取扱業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定当かつ | 一 第一種出荷取扱業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者
- 政令で定める数量以上であると認められない者一売渡し等」という。)をしようとする当該年産の計画出荷米の数量がで定めるところにより当該申請者に売渡し又は売渡しの委託(以下で定めるところにより当該申請者に売渡し又は売渡しの委託(以下で定めるところにより当該申請者に売渡し又は売渡しの委託(以下で定めるところにより当該申請者に売渡しているその申請に係る都道府県の区域内
- を締結している者でない者 | 回に係る売渡し等についての契約(以下「自主流通契約」という。) | 三種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は第二十八条第三項の自 | 三種出荷取扱業の登録を受けようとする者又は第二十八条第三項の自 | 回に係る都道府県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第
- 、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者五.この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり
- 経過しない者 定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を 定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を)の規
- 該当する者があるもの
 七 法人であって、第一種出荷取扱業を行う役員のうちに前二号の一に
- の満了前に廃止しようとするものから当該第一種出荷取扱業を譲り受八(第一種登録出荷取扱業者で第一種出荷取扱業を当該登録の有効期間)

第十二条 業計画及び収支予算を作成し、 機構は、 毎事業年度、 農林水産大臣の認可を受けなければなら 農林水産省令で定めるところにより、 事

ない。 これを変更しようとするときも、 同様とする。

2 業報告書、 機構は、 貸借対照表、 農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、 収支決算書及び財産目録を作成し、 農林水産大 事

臣に提出し、

その承認を受けなければならない。

(事業計画等)

(第 一 種出荷取扱業の登録の有効期間等)

第十条 行うものとし、その有効期間は、当該期日から起算して三年とする。 第一種出荷取扱業の登録は、 毎年、 農林水産省令で定める期日に

だし、 第一種登録出荷取扱業者の行う第一種出荷取扱業を譲り受けて当

超えない範囲内において農林水産省令で定めるところによる。

該第一種出荷取扱業を行おうとする者に係る登録の有効期間は、

2 ţ 前項の有効期間の満了後引き続き第一種出荷取扱業を行おうとする者 更新の登録を受けなければならない。

3 いて準用する。 第七条から前条まで及び第一項前段の規定は、 前項の更新の登録につ

(第一種出荷取扱業の承継)

第十三条

機構は、

(区分経理)

ಭ

)に係る経理、

ಭ

しなければならない。

に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理 第九条第一号に掲げる業務 (これに附帯する業務を含 同条第二号に掲げる業務 (これに附帯する業務を含 第十一条 おいて同じ。 出荷取扱業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、 荷取扱業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この項に (相続人が二人以上ある場合において、 第 一種登録出荷取扱業者について相続、)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人 その全員の協議により第一種出 合併又は分割 (第一種 相続人

っては、 当該第一種出荷取扱業者から当該第一種出荷取扱業に係る債

2

農林水産大臣は、

前項の規定により第一種出荷取扱業の登録を拒否し

その理由を示して、その旨を申請者に通知しなけ

権債務のすべてを承継する者でない者

ればならない。

たときは、

遅滞なく、

三年を

べきことを命ずることができる。 必要であると認めるときは、 ける機構の財務及び会計に関し必要な事項は、 (農林水産省令への委任) 第八条第一項の規定による指定 (以下この条において「指定」という を取り消すことができる。 第九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができない 農林水産大臣は、 農林水産大臣は、第九条各号に掲げる業務の運営に関し改善が 前二条に定めるもののほか、 機構が次の各号のいずれかに該当するときは 機構に対し、その改善に必要な措置をとる 機構が貸付等業務を行う場合にお 農林水産省令で定める。 2 第十四条 第十三条 第十二条 2 は、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。 れかに該当するときは、 する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により第一種出荷取 に係る都道府県の区域内の米穀の生産者以外の者から自主流通米の売渡 臣に届け出なければならない。 でに掲げる事項に変更があったときは、 に届け出なければならない。 農林水産省令で定めるところにより、 扱業の全部を承継した法人が第九条第一項第五号から第七号までのいず 登録出荷取扱業者の地位を承継する。ただし、当該相続人、合併後存続 又は分割により第一種出荷取扱業の全部を承継した法人は、 し等を受けてはならない。 (第一種出荷取扱業の廃止の届出) (第一種出荷取扱業の登録事項の変更の届出) (第一種登録出荷取扱業が売渡し等を受ける者の特定) 第一種登録出荷取扱業者は、 前項の規定により第一種登録出荷取扱業者の地位を承継したものは、 第 第一種登録出荷取扱業者は、 第 一種登録出荷取扱業者は、 一種登録出荷取扱業者は、 この限りではない。 出荷契約を締結しているその登録に係る 出荷契約を締結しているその登録 第 第七条第一項第一号から第三号ま 遅滞なく、 遅滞なく、 一種出荷取扱業を廃止したとき その旨を農林水産大臣 その旨を農林水産大 その第一種

第十四条

第十六条

(指定の取消し)

第十五条

(改善命令)

と認められるとき。

- 一 指定に関し不正の行為があったとき。
- 「行ったとき。」「何の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を」「第十一条第一項の認可を受けた業務規程によらないで貸付等業務を
- 2 農林水産大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨

を官報で公示しなければならない。

(資金の貸付け)

の一部を無利子で貸し付けることができる。 第十七条 政府は、機構に対し、第九条第一号に掲げる業務に要する資金

2 前項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

(第一種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定)

第十五条

第一種登録出荷取扱業者は、

第三十条第一項の認可を受けた自

定める者に自主流通米を売り渡さなければならない。流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政令で県の区域内の第二種登録出荷取扱業者若しくは第二十八条第三項の自主主流通計画に従い、自主流通契約を締結しているその登録に係る都道府

(遵守事項)

、第五条第一項後段の表示が付された米穀でなければ、計画出荷米とし第十六条(第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定める場合を除き

都道府県の区域内の生産調整実施者以外の者から政府米の売渡しの委託

を受けてはならない。

て売渡し等をしてはならない。

| 種登録出荷取扱業者の遵守すべき事項は、農林水産省令で定める。 | 2 | 前項に規定するもののほか、計画出荷米の出荷の取扱いに当たり第一

(報告等)

これを保存しなければならない。
り、帳簿を備え、その業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、第十七条 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところによ

事業年度終了後、事業報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければ2 第一種登録出荷取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎

(改善命令)

ならない。

、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。改善が必要であると認めるときは、当該第一種登録出荷取扱業者に対し第十八条(農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者の業務の運営に関し

(第一種出荷取扱業の登録の取消し等)

若しくは一部の停止を命ずることができる。 当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部第十九条 農林水産大臣は、第一種登録出荷取扱業者が次の各号の一に該

- | 第九条第一項第五号又は第七号に該当することとなったとき。

| 四 不正の手段により第一種出荷取扱業の登録を受けたとき。

(第一種出荷取扱業の登録の抹消)

は前条の規定により第一種出荷取扱業の登録を取り消したときは、その第二十条の農林水産大臣は、第十三条の規定による届出があったとき、又

登録を抹消しなければならない。

(聴聞の特例)

- | より行わなければならない。| 2 第十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開に

(第二種出荷取扱業の登録の申請)

大臣に提出しなければならない。
令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産第二十二条(第二種出荷取扱業の登録を受けようとする者は、農林水産省

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

営業所の所在地

 \equiv 法人にあっては、 第二種出荷取扱業を行う役員の氏名

四 第二種出荷取扱業を行う都道府県の区域

2 に該当しないことを誓約する書面その他の農林水産省令で定める書類を 事項を記載した事業計画書及び第二十四条第一項第三号から第五号まで 前項の申請書には、 第二種出荷取扱業について農林水産省令で定める

(第二種出荷取扱業の登録の実施)

添付しなければならない。

第二十三条 Ιţ 次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、 農林水産大臣は、 前条の規定による登録の申請があったとき 次に掲げる事

前条第一項各号に掲げる事項

項を第二種登録出荷取扱業者登録簿に登録しなければならない。

登録年月日及び登録番号

2 の旨を申請者に通知しなければならない。 農林水産大臣は、 前項の規定による登録をしたときは、 遅滞なく、 そ

(第二種出荷取扱業の登録の拒否)

第二十四条 を拒否しなければならない。 記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録 号の一に該当するとき、又は第二十二条第一項の申請書若しくは同条第 二項の事業計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の 農林水産大臣は、 第二種出荷取扱業の登録の申請者が次の各

申請に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者又は第一種

第二種出荷取扱業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者

通法人又は同項の自主流通法人の指定を受けようとする者と自主流通出荷取扱業の登録を受けようとする者及び第二十八条第三項の自主流

契約を締結している者でない者

、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者三 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり

四(第十九条(第二十七条第一項において準用する場合を含む。)の規

定により出荷取扱業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を

経過しない者

法人であって、第二種出荷取扱業を行う役員のうちに前二号の一に

五

の満了前に廃止しようとするものから当該第二種出荷取扱業を譲り受六 第二種登録出荷取扱業者で第二種出荷取扱業を当該登録の有効期間該当する者があるもの

る債権債務のすべてを承継する者でない者っては、当該第二種登録出荷取扱業者から当該第二種出荷取扱業に係けて引き続き当該第二種出荷取扱業を行おうとする者である場合にあ

ればならない。
たときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなけるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなける。農林水産大臣は、前項の規定により第二種出荷取扱業の登録を拒否し

(第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を受ける者の特定)

らない。

「自主流通米の売渡し等を受け、又は政府米の売渡しの委託を受けてはな」の登録に係る都道府県の区域内の第一種登録出荷取扱業者以外の者から第二十五条 第二種登録出荷取扱業者は、自主流通契約を締結しているそ

(第二種登録出荷取扱業者が売渡し等を行う者の特定)

自主流通法人に自主流通米の売渡し等をし、又は登録卸売業者その他政自主流通計画に従い、自主流通契約を締結している第二十八条第三項の第二十六条(第二種登録出荷取扱業者は、第三十条第一項の認可を受けた

に委託をして当該政府米を売り渡すことができる。業者は、自主流通契約を締結している第二十八条第三項の自主流通法人り渡さなければならない。この場合において、当該第二種登録出荷取扱常は、売渡しの委託を受けた政府米を政府に売

(準用)

替えるものとする。
中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定 第二十七条 第十条の規定は第二種出荷取扱業について、第十一条から第

 第	第
十条	第十条第
第十条第三項	第 一 項
でおり、おりである。	扱業者
第二十二条から第二十四条まで	第二種登録出荷取扱業者

号第二十四条第一項第三号又は第五	号又は第七号第九条第一項第五	第十九条第一号
号まで	号から第三号まで	第十二条
号まで一号まで一項第三号から第五	号から第七号まで	第十一条第一項
		び第二十条の第二十条の第二十条の第二十条の第二十条の第二十条の第二十条の第二十条の
第二種出荷取扱業	第一種出荷取扱業	項

第三款 自主流通法人

(指定)

して指定することができる。を、その申請により、当該業務及び当該自主流通計画の作成を行う者と自主流通計画の作成に関し次に掲げる基準に適合すると認められる法人第二十八条 農林水産大臣は、次条に規定する業務及び第三十条第一項の

次条に規定する業務及び第三十条第一項の自主流通計画の作成を適

―― 正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するこ

| 政令で定める区域において政令で定める数量以上の自主流通米の売

四 自主流通契約の締結及び次条第一項第一号に掲げる業務に関し、不

当に差別的な取扱いを行わないと認められること。

、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であ二 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり

ること。

四その役員のうちに、第二号に該当する者があること。

及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。 による指定を受けた者(以下「自主流通法人」という。)の名称、住所 農林水産大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、同項の規定

するときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければなら4 | 自主流通法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようと

ない。

| 報で公示しなければならない。| 5 農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官

(業務)

第二十九条 自主流通法人は、次条第一項の認可を受けた自主流通計画に

に売り渡すこと。渡し等を受け、当該自主流通米を登録卸売業者その他政令で定める者

要な数量の米穀を在庫として保有することをいう。)を行うこと。 蓄及び調整保管(米穀の生産量の増大による供給の過剰に対応して必二(前号の規定により売渡し等を受けた自主流通米の一部について、備

- 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

に売り渡すことができる。 締結している登録出荷取扱業者から売渡しの委託を受けた政府米を政府 国主流通法人は、前項各号に掲げる業務を行うほか、自主流通契約を

(自主流通計画の認可)

計画(以下「自主流通計画」という。)を作成し、農林水産大臣の認可録卸売業者その他政令で定める者に対する自主流通米の売渡しに関する農林水産省令で定めるところにより、当該自主流通法人、自主流通契約第三十条 自主流通法人は、自主流通米の計画的な流通を確保するため、第三十条 自主流通法人は、自主流通米の計画的な流通を確保するため、

を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする

°

掲げる事項を定めなければならない。
2 自主流通計画においては、農林水産省令で定めるところにより、次に

用途別及び種類別の自主流通米の買入れ又は売渡しの受託に係る数

関する事項

量に関する事項

の数量に関する事項 | 第四十九条第一号の価格形成施設において売り渡すべき自主流通米

四 自主流通米の備蓄の数量に関する事項の数量に関する事項

五
その他農林水産省令で定める事項

める基準に適合するものであると認めるときは、その認可をするものと主流通計画が基本計画に即したものであることその他農林水産省令で定3 農林水産大臣は、第一項の認可の申請があった場合において、その自

する。

その自主流通計画を変更すべきことを命ずることができる。に掲げる業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、異林水産大臣は、第一項の認可をした自主流通計画が前条第一項各号

(報告等)

書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。大臣に報告するとともに、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算流通米の売渡しに係る数量その他農林水産省令で定める事項を農林水産第三十一条 自主流通法人は、農林水産省令で定めるところにより、自主

(区分経理)

理と同条第二項に規定する業務に係る経理とを区分して整理しなければ第三十二条(自主流通法人は、第二十九条第一項に規定する業務に係る経

ならない。

(改善命令)

善が必要であると認めるときは、自主流通法人に対し、その改善に必要第三十三条(農林水産大臣は、第二十九条に規定する業務の運営に関し改

な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

| きは、第二十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定|| 第三十四条 | 農林水産大臣は、自主流通法人が次の各号の一に該当すると|

九条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。」という。)を取り消し、又は期間を定めて当該自主流通法人の第二十

に実施することができないと認められるとき。

第二十九条に規定する業務又は自主流通計画の作成を適正かつ確実

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したと

条第一項各号に掲げる業務を行ったとき。

第三十条第一項の認可を受けた自主流通計画に従わないで第二十九

四

ਣ੍ਹੇ

2 農林水産大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第二十九

条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を

官報で公示しなければならない。

第四款 販売業

(販売業の登録)

第三十五条 販売業を行おうとする者は、都道府県知事の登録を受けなけ

ればならない。

2 前項の登録は、 卸売業及び小売業の区分により行う。

(卸売業の登録の申請)

第三十六条 卸売業の登録を受けようとする者は、 農林水産省令で定める

ところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出

しなければならない。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

営業所の所在地

 \equiv 法人にあっては、 卸売業を行う役員の氏名

四 申請に係る都道府県の区域における計画流通米の年間販売見込数量

五 卸売業に必要な施設の状況

2 した事業計画書及び第三十八条第一項第四号から第六号までに該当しな 前項の申請書には、卸売業について農林水産省令で定める事項を記載

いことを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなけれ

ばならない。

(卸売業の登録の実施)

は、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事第三十七条の報道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったとき

- | 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項項を登録卸売業者登録簿に登録しなければならない。
- 二登録年月日及び登録番号
- の旨を申請者に通知しなければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、そ

(卸売業の登録の拒否)

一 卸売業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者 当するとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業 がありるとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業 がありるとき、又は第三十六条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業

- 権原に基づいて利用できない者
 「一 卸売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを
- 、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者四 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり
- の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を五、第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条

経過しない者

| があるもの | 六 法人であって、卸売業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者

係る債権債務のすべてを承継する者でない者とする者である場合にあっては、当該登録卸売業者から当該卸売業にとするものから当該卸売業を譲り受けて引き続き当該卸売業を行おうせ、登録卸売業者で卸売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しよう

遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならな2 都道府県知事は、前項の規定により卸売業の登録を拒否したときは、

(登録卸売業者の買受先の特定)

ſΪ

| 令で定める者以外の者から自主流通米を買い受けてはならない。| 第三十九条 登録卸売業者は、自主流通法人、登録出荷取扱業者その他政

19受けてはならない。2 登録卸売業者は、政府その他政令で定める者以外の者から政府米を買

(登録卸売業者の販売先の特定)

| に計画流通米を販売してはならない。| 第四十条 登録卸売業者は、登録小売業者その他政令で定める者以外の者

(準用)

。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる及び第十六条から第二十条までの規定は登録卸売業者について準用する第四十一条第十条の規定は卸売業について、第十一条から第十三条まで

第十二条	第十二条、第十二条、第十三条、第十二条、第十二条第二項、	第十一条第一項	十条 条第四号及び第二 第十三条、第十九	第十条第三項	第十条第一項
5第三号まで 男一号か	農林水産大臣	第九条第一項第五号か	第一種出荷取扱業	第七条から前条まで	者 第一種登録出荷取扱業
から第三号まで第三十六条第一項第一号	都道府県知事	から第六号まで第三十八条第一項第四号	卸売業	条まで	登録卸売業者

字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(小売業の登録の申請)

| しなければならない。 | ところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出|| | 字四十二条 | 小売業の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める

| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 法人にあっては、小売業を行う役員の氏名二 販売所の所在地

四

小売業に必要な施設の状況

- 28 -

| 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 1000| | 100

(小売業の登録の実施)

ればならない。

は、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事第四十三条(都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があったとき)

- | 前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項項を登録小売業者登録簿に登録しなければならない。
- 二登録年月日及び登録番号
- の旨を申請者に通知しなければならない。2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、

(小売業の登録の拒否)

ればならない。 岩りくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなけ 計画書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり 引するとき、又は第四十二条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業 和ばならない。

- | 小売業を適確に遂行するに足りる資力信用を有しない者
- 権原に基づいて利用できない者」 小売業に通常必要と認められる施設で農林水産省令で定めるものを
- 三(この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり)

- 又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

| の規定により販売業の登録を取り消され、その取消しの日から二年を| 四| 第四十一条第一項又は第四十七条第一項において準用する第十九条

(1965) 五 法人であって、小売業を行う役員のうちに前二号の一に該当する者

経過しない者

係る債権債務のすべてを承継する者でない者とする者である場合にあっては、当該登録小売業者から当該小売業にとするものから当該小売業を譲り受けて引き続き当該小売業を行おうとするものから当該小売業を当該登録の有効期間の満了前に廃止しようがあるもの

遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならな2 都道府県知事は、前項の規定により小売業の登録を拒否したときは、

ſΪ

(小売業の変更登録)

ればならない。
により、変更に係る事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなけ
により、変更に係る事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなけ
ない。

とあるのは「変更登録に係る申請書若しくはその添付書類」と読み替え条第一項の申請書若しくは同条第二項の事業計画書若しくは添付書類」

(登録小売業者の買受先の特定)

るものとする。

者から計画流通米を買い受けてはならない。第四十六条 登録小売業者は、登録卸売業者その他政令で定める者以外の

(準用)

-		
条第四号及び第二条第一項、	第十条第三項	第十条第一項
第一種出荷取扱業	第七条から前条まで	者用種登録出荷取扱業
小売業	条まで条まで	登録小売業者

第十九条第二号	第十九条第一号	第十六条第二項	第十六条第一項	第十二条	第十二条、第十三条及び第十八条かまのである。	第十一条第一項	十条
又は虚偽の届出をした	は第七号 開九条第一項第五号又	おいます。 おり	し等をしてはならない	第七条第一項第一号か	農林水産大臣		
若しくは虚偽の届出をし	又は第五号第四十四条第一項第三号	計画流通米の販売	売してはならない 米穀を除く。)として販計画流通米 (輸入に係る	又は第三号第四十二条第一項第一号	都道府県知事	から第五号まで第四十四条第一項第三号	

第三款 米穀価格形成センター

(指定)

の申請により、米穀価格形成センター (以下「センター」という。)と定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、そ法第三十四条の法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規を図り、もってその円滑な取引に資することを目的として設立された民第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成 第

2~4 (略)

して指定することができる。

(業務)

| 第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

ための施設(以下「価格形成施設」という。)を開設すること。 ― 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行う

とき

第一項の変更登録を受けたとき、又は第四十五条

なかったとき

る。
「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとす。
「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとす。
「農林水産大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとす。

2

第五款 自主流通米価格形成センター

(指定)

成センター (以下「センター」という。)として指定することができるされた民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の法人であって格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的として設立第四十八条 農林水産大臣は、自主流通米の取引の指標とすべき適正な価

2~4 (略)

(業務)

| 第四十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

を行うための施設(以下「価格形成施設」という。)を開設すること(一)自主流通米の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引)

(売買取引)	者以外の者とする。 一(売買取引を行うことができる者は、米穀の買入れ又は売渡しの業務を適第二十一条 価格形成施設における米穀の売買取引(以下「売買取引」と「売買取引を行うことができる者)		2・3 (略)	い。これを変更しようとするときも、同様とする。
(売買取引)		② 価格形成施設において自主流通米の買受けを行うことができる者は、 とする。 とする。 (売買取引を行うことができる者は、自主流通法人、第二種登録出荷取扱業者その他政令で定める者とする。	2 · 3 (略)	しようとするときも、同様とする。 (業務規程の認可) (業務規程の認可) (業務規程の認可) (業務規程の認可) (戦務規程の認可)

2 | 3 | 第二十七条 2 第二十五条 第二十二条 第二十六条 第二十三条・第二十四条 ιļ 第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならな すべきことを命ずることができる 行為をしたときは、農林水産大臣は、 為をしたとき、又は第十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当な 含む。)若しくは第二十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行 なければならない。 (改善命令) (秘密保持義務 (役員の選任及び解任) センター の役員が、この款の規定 (当該規定に基づく命令及び処分を (略) センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 農林水産大臣は、 売買取引は、 (略) 入札の方法その他業務規程で定める方法によら (略) 第十九条各号に掲げる業務の運営に関し改 センターに対し、その役員を解任 第五十七条 3 | 4 | 第五十二条 第五十六条 2 第五十五条 第五十三条・第五十四条 2 ない。 第四十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはなら 任すべきことを命ずることができる な行為をしたときは、農林水産大臣は、 為をしたとき、又は第四十九条第一号に掲げる業務に関し著しく不適当 含む。)若しくは第五十条第一項の認可を受けた業務規程に違反する行 てはならない。 十九号)第二条第六項各号に掲げる取引及びこれに類似した取引を行っ 引」という。) は、 (改善命令) (秘密保持義務 (役員の選任及び解任) センターの役員が、この款の規定 (当該規定に基づく命令及び処分を 価格形成施設においては、 (略) 農林水産大臣は、 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、 価格形成施設における自主流通米の売買取引 (以下「 (略) 入札の方法によらなければならない (略) 第四十九条各号に掲げる業務の運営に関し 商品取引所法 センター に対し、その役員を解 (昭和二十五年法律第二百二 売買取

置をとるべきことを命ずることができる。善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な措

(指定の取消し)

ときは、第十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定第二十八条」農林水産大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当する

」という。)を取り消すことができる。

いと認められるとき。
- 第十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができな

二·三 (略)

四 第二十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第十九条第一

2 (略)

号に掲げる業務を行ったとき

第三節 政府の買入れ及び売渡し

措置をとるべきことを命ずることができる。改善が必要であると認めるときは、センターに対し、その改善に必要な

(指定の取消し)

第五十八条 農林水産大臣は、センターが次の各号の一に該当するときは

いう。)を取り消すことができる。、第四十八条第一項の規定による指定(以下この条において「指定」と

ないと認められるとき。 第四十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施することができ

二・三(略)

四 第五十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで第四十九条第

| 号に掲げる業務を行ったとき

2 (略)

第三節 政府の買入れ及び売渡し

(米穀の政府買入れ)

第五十九条
政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、政令で定める

ところにより、生産調整実施者又は生産調整実施者から直接若しくは間

い入れるものとする。

| 2 | 前項の規定による政府の買入れの価格 (以下この条において「政府買

入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、

るほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を自主流通米の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させ

2 (略)	2 (略)
	うことができる。
を目的とする買入れを行うことができる。	目的とする買入れを行い、及び買受資格者に対し当該米穀の売渡しを行
あって政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。) の輸入	あって政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)の輸入を
第六十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調整したもので	第三十条 政府は、米穀等(米穀及び米穀を加工し、又は調整したもので
(米穀等の輸入を目的とする買入れ)	(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)
	のとする。
	及び第四十七条第二項に規定する届出事業者その他農林水産省令で定め
	で定める手続に従い、基本指針に即して、国内産米穀の買入れを行い、
	第二十九条(政府は、米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、農林水産省令)
	(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)
ついて準用する。	
6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定に	
買入価格を改定することができる。	
ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府	
5 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生	
遅滞なく、これを告示するものとする。	
4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、	
きは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならなり。	
3 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとすると	
確保することを旨として定めるものとする。	

を、当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。 渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額 第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を同項の規定により売り

(米穀の政府売渡し)

渡すものとする。
初又は指名競争契約のうち農林水産大臣が選択する競争契約により売り約によることを不適当と認める場合には、入札の方法による一般競争契約により売り渡すものとする。ただし、農林水産大臣が随意契第六十一条 政府は、政府米を、登録卸売業者その他政令で定める者に対

- 3 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣がるところにより、標準売渡価格を基準として定める。2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定め2

- 売渡価格を改定することができる。 ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生
- 7 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定に

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第三十一条 当該輸入に係る米穀等を買い入れることができる。 米穀等の買受けを行おうとする買受資格者の連名による申込みに応じて 政府は、 米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る

2

(略)

3 合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、 第一項の規定により買い入れた米穀等を前項の規定により売り渡す場 当

該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第三十二条 略

2 第三十条第二項の規定は、 前項の米穀等の売渡しについて準用する。

ついて準用する。

8 する額を、 り売り渡す場合の価格は、 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る米穀を第一 当該米穀の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない 国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示 項の規定によ

(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)

第六十二条 米穀等の買受けを行おうとする登録卸売業者その他政令で定める者(次 項において「買受資格者」という。)の連名による申込みに応じて、当 政府は、米穀等の輸入を行おうとする者及び当該輸入に係る

2 (略)

該輸入に係る米穀等を買い入れることができる。

4 3 場合の価格は、 当該米穀等の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。 買い入れた米穀等を、 売業者その他政令で定める者」とあるのは、 文を除く。 第一項の規定により買い入れた米穀等を第二項の規定により売り渡す 前項の規定による売渡しには、)の規定は適用せず、 国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を 同項の申込みを行った買受資格者」とする。 同条第一項本文中「政府米を、 前条第 項から第七項まで 「次条第一項の規定により 第 登録卸 項本

(米穀等の輸出を目的とする売渡し)

第六十三条 (略)

2 第六十条第二項の規定は、 前項の米穀等の売渡しについて準用する。

(政府売渡しの附帯条件等)

期、相手方等の制限その他必要な条件を付することができる。を売り渡す場合には、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時第三十三条(農林水産大臣は、第二十九条から前条までの規定により米穀

2 (略)

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

(米穀等の輸入)

しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付。)を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示条に定める輸入をいう。以下この項及び第四十五条第一項において同じ第三十四条 米穀等の輸入(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二

第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合 第三十一条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入

三 (略)

2 · 3 (略)

第三十五条 (略)

(米穀の輸出数量の届出)

林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数量を第三十六条(米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き、農

(政府売渡しの附帯条件等)

限その他必要な条件を付することができる。は、売渡しに係る米穀の譲渡又は使用に関し、その時期、相手方等の制第六十四条(農林水産大臣は、前三条の規定により米穀を売り渡す場合に

2 (略)

第四節 政府以外の者の行う輸入及び輸出

(米穀等の輸入)

| 第六十二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入第六十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場合

れ及び売渡しに係る米穀等を輸入する場合

三 (略)

2・3 (略)

第六十五条の二 (略)

(米穀の輸出数量の届出)

、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該輸出に係る数第六十五条の三(米穀の輸出を行おうとする者は、次に掲げる場合を除き)

農林水産大臣に届け出なければならない。

府の委託を受けて輸出する場合 第三十二条第二項において準用する第三十条第二項の規定による政

二 (略)

第五節 緊急時の措置

(緊急時における対応)

、閣議の決定を経て、その旨を告示するものとする。とにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生とにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生め、米穀の適正かつ円滑な供給が相当の期間極めて困難となるこのとにより、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生まれば、

- 本指針を定める場合においても、同様とする。 標数量を追加して定めなければならない。第四条第一項の規定により基合ところにより、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目2 農林水産大臣は、前項の規定による告示のあったときは、政令で定め

(米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対する命令)

保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の指定、数量、基本指針に即して、米穀の出荷又は販売の事業を行う者に対し、その第三十八条(農林水産大臣は、前条第一項に規定する事態に対処するため

量を農林水産大臣に届け出なければならない

府の委託を受けて輸出する場合 第六十三条第二項において準用する第六十条第二項の規定による政

二 (略)

- 41 -

又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。

(米穀の生産者に対する命令)

米穀の生産者に対し、売渡しをすべき期限及び数量を定めて、その生産適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、第三十九条(農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の

した米穀を、政府に売り渡すべきことを命ずることができる。

2 前項の場合における政府の買入れの価格は、時価によるものとする。

(米穀の割当て又は配給等)

えるものであってはならない。 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

(麦の政府買入れ)

第四十一条

(略)

他の経済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。麦の生産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その入価格」という。)は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、2 前項の規定による政府の買入れの価格(以下この条において「政府買

第三章 麦その他主要食糧の需給及び価格の安定を図るための措置

第六十六条 (略)

(麦の政府買入れ)

済事情を参酌し、麦の再生産を確保することを旨として定める。この場産費その他の生産条件、麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経」という。) は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が、麦の生2 前項の規定による政府の買入れの価格 (次項において「政府買入価格

品質の改善に資するよう配慮するものとする。この場合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の

- きは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣は、前項の規定により政府買入価格を定めようとすると
- 4 農林水産大臣は、第二項の規定により政府買入価格を定めたときは、
- 遅滞なく、これを告示するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による政府買入価格の改定に買入価格を改定することができる。ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、政府の機済事情に著しい変動が生じ、又は生
- (麦等の輸入を目的とする買入れ)

ついて準用する。

| 四条及び第四十五条において同じ。)の輸入を目的とする買入れを行う|| し、又は調製したものであって政令で定めるものをいう。次項、第四十第四十二条 政府は、麦等 (麦その他政令で定めるもの及びこれらを加工

2 第三十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

ことができる。

(麦の政府売渡し)

第四十三条 (略)

るところにより、標準売渡価格を基準として定める。2 前項の規定により売渡しを行う場合における予定価格は、政令で定め

改善に資するよう配慮するものとする。合においては、国内における麦作の生産性の向上及び国内産麦の品質の

て準用する。 第五十九条第三項から第六項までの規定は、麦の政府買入価格につい

(麦等の輸入を目的とする買入れ)

2 第六十条第二項の規定は、前項の麦等の買入れについて準用する。

(麦の政府売渡し)

第六十八条 (略)

及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情」とあるのは、「渡しについて準用する。この場合において、同条第三項中「米穀の需要2)第六十一条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による麦の売

家計費及び米価その他の経済事情」と読み替えるものとする。

- ることを旨として定める。 、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させる 前項の標準売渡価格は、政令で定めるところにより、農林水産大臣が
- きは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣は、前項の規定により標準売渡価格を定めようとすると
- 売渡価格を改定することができる。 ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、標準の 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生
- ついて準用する。 第四項及び第五項の規定は、前項の規定による標準売渡価格の改定に
- る額を、当該麦の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。売り渡す場合の価格は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示す8 前条第一項の輸入を目的とする買入れに係る麦を第一項の規定により

(準用)

替えるものとする。
「第二十九条から前条まで」とあるのは、「前条及び第四十三条」と読み定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第四十四条(第三十二条の規定は麦等の売渡しについて、第三十三条の規

(準用)

前三条」とあるのは、「前条及び第六十八条」と読み替えるものとする一定は麦の売渡しについて準用する。この場合において、同条第一項中「第六十九条(第六十三条の規定は麦等の売渡しについて、第六十四条の規

(麦等の輸入)

として政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。
て準用する第三十条第二項の規定による政府の委託を受けて輸入する場
大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額
第四十五条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産

る。 名の第三項及び第三項の規定は、前項の納付金について準用す

(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

ほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。第四十六条(政府は、第三十条、第三十一条及び第四十二条の規定による)

の主要食糧の売渡しを行うことができる。2(政府は、第三十一条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外

主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。東に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外の3、第三十条第一項又は第四十二条第一項の規定により買い入れた米穀及(3

第四章 雑則

(米穀の出荷又は販売の事業の届出)

で定める規模未満であるものを除く。第五十八条において同じ。) を行第四十七条 米穀の出荷又は販売の事業 (その事業の規模が農林水産省令

(麦等の輸入)

して政令で定める麦等を輸入する場合は、この限りでない。 並びに国内の需給及び価格の安定に悪影響を及ぼすおそれのないものと、政府に納付しなければならない。ただし、第六十七条第二項において、政府に納付しなければならない。ただし、第六十七条第二項においてをが定めて告示する額に、当該輸入に係る麦等の数量を乗じて得た額を第七十条 麦等の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って農林水産大

2

(米穀及び麦以外の主要食糧の買入れ及び売渡し)

ほか、米穀及び麦以外の主要食糧の買入れを行うことができる。第七十一条 政府は、第六十条、第六十二条及び第六十七条の規定による

の主要食糧の売渡しを行うことができる。 2 政府は、第六十二条の規定によるほか、その保有する米穀及び麦以外

主要食糧の買入れの価格に加えて得た額を超えてはならない。東に従って農林水産大臣が定めて告示する額を、当該米穀及び麦以外のび麦以外の主要食糧について前項の売渡しを行う場合の価格は、国際約第六十条第一項又は第六十七条第一項の規定により買い入れた米穀及

第四章 雑則

に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。おうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、次

- 一商号、名称又は氏名及び住所
- 二 法人である場合においては、その代表者の氏名
- 三主たる事務所の所在地
- 四 その他農林水産省令で定める事項
- 水産大臣に届け出なければならない。 同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林2 前項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、

(帳簿の備付け)

第四十九条 第五十一条 (略)

(報告及び立入検査)

をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業若しくは製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告構若しくはセンターその他業として主要食糧の出荷、販売、輸入、加工第五十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、機

第七十二条~第七十四条 (略)

(報告及び立入検査)

う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、又はそのセンターその他業として主要食糧の販売、輸入、加工若しくは製造を行主流通法人、登録出荷取扱業者、登録卸売業者、登録小売業者若しくは第七十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自

他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 所、倉庫若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携 関係者に提示しなければならない。 3

3 ものと解釈してはならない 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められた

(権限の委任)

第五十三条

2 (略)

3 (略)

2

(略)

8

第七十七条 処分については、 第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する 政令で定めるところにより、 行政不服審查法 (昭和三

2 職員に、これらの者の事務所、営業所、販売所、事業所、 若しくは工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、 又はその職員に、これらの者の事務所、 製造を行う者に対し、その業務若しくは資産の状況に関し報告をさせ、 者若しくは登録小売業者その他業として主要食糧の販売、 せ、若しくは関係者に質問させることができる。 工場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査さ 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、 営業所、 販売所、 書類その他の物件 倉庫若しくは 事業所、 加工若しくは 登録卸売業 倉庫

携帯し、関係者に提示しなければならない。 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を

若しくは関係者に質問させることができる。

を検査させ、

4 認められたものと解釈してはならない。 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために

(地方公共団体が処理する事務等)

第七十六条 は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととするこ この法律に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部

とができる。

(異議申立て)

第五十四条 (略)

ができる。十七年法律第百六十号)第四十五条の期間についての特例を設けること

| 令で定めるところにより、行政不服審査法に基づく異議申立てをするこ2 | 前条第一項の規定により地方公共団体の長がする処分については、政

(不服申立てと訴訟との関係)

とができる。

処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに第七十八条(第五条第一項の規定による計画出荷基準数量の決定に関する

対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第七十九条 (略)

(緊急時における対応)

(自主流通法人等に対する命令)

指定、数量又は価格の制限に服すべきことを命ずることができる。対し、その保有する米穀の譲渡、移動又は保管に関し、地域又は時期の

(米穀の生産者に対する指示等)

2 農林水産大豆は、前項の規定こよる指示を受けた米穀の主産者が、正適正かつ円滑な供給を確保することが困難であると認められるときは、ものを、農林水産大臣が指定する第一種登録出荷取扱業者に売り渡すべものを、農林水産大臣が指定する第一種登録出荷取扱業者に売り渡すべきことを指示することができる。2 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の第八十二条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の第八十二条 農林水産大臣は、前条に規定する措置を講じてもなお米穀の第八十二条 農林水産大臣は、前項の規定こよる指示を受けた米穀の主産者が、正額に対して、

- り渡すべきことを命ずることができる。

 り渡すべきことを命ずることができる。

 り渡すべきことを命ずることができる。

 り渡すべきことを命ずることができる。

 り渡すべきことを命ずることができる。

 り渡すべきことを命ずることができる。
- 買入価格に準拠して農林水産大臣が定める。 前項の場合における政府の買入れの価格は、第五十九条第二項の政府
- れた米穀の売渡しについては、前条第二項の規定を準用する。4 第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行わ

	役又は百万円以下の罰金に処する。第五十六条(第三十八条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲
下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。	下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。
第八十四条 第八十二条第二項の規定による命令に違反した者は、三年以	第五十五条 第三十九条第一項の規定による命令に違反した者は、三年以
第五章 罰則	第五章 罰則
えるものであってはならない。	
2 前項の政令で定める事項は、その事態を克服するため必要な限度を超	
は譲受の制限若しくは禁止に関し必要な事項を定めることができる。	
ては、政令で、米穀の割当て若しくは配給又は米穀の使用、譲渡若しく	
定する事態を克服することが著しく困難であると認められる場合におい	
第八十三条 前二条に規定する措置をもってしては、第八十条第一項に規	
(米穀の割当て又は配給等)	
夫反を対用でき	
見らきま用する。	
い入れた米穀の売渡しについては、第六十一条第一項から第七項までの	
6 第二項の規定により生産調整実施者以外の米穀の生産者から政府が買	
解除されたものとみなす。	
締結されている出荷契約は、当事者の責めに帰すべからざる事由により	
適用しない。この場合において、当該売渡しに係る米穀についてすでに	
れた売渡しに係る米穀については、第五条第四項及び第十四条の規定は	
5 第一項の規定による指示又は第二項の規定による命令に基づいて行わ	

「項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者	
	おは、三十万円以下の罰金に処する。
万円以下の罰金に処する。第八十六条第五十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	万円以下の罰金に処する。
第八十一条第一項の規定による命令に違反した者 	

 \equiv 都道府県知事の販売業の登録を受けないで販売業を行った者

第八十八条 七条第一項において準用する場合を含む。 第十八条(第二十七条第 項) の規定による命令に違反し 第四十一条第 項又は第四十

た者は、 三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、 第七十五条第一項若しくは第二 |項の規定による報告をせず、 妨げ、

若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十五条から前条までの違反 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従 第九十条 各本条の罰金刑を科する。 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、 業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十四条から前条までの違反 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従

第六十条

各本条の罰金刑を科する。

行為をしたときは、

行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、

第六十一条 為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する 業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、行 規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従 下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の これに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年以 第四十条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しくは

第六十二条

次の各号のいずれかに該当する者は、

十万円以下の過料に処

旨の規定を設けることができる

第九十一条 はこれに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した者を五年 る旨の規定を設けることができる 行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す 従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該違反行為をしたときは、 の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨 第八十三条第一項の規定に基づく政令には、その政令若しく

する。 定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者 第四十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、 第三十五条、 第三十六条又は第四十七条第二項若しくは第三項の規 帳簿に記載せず、 若 第九十二条 七条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者 偽の届出をした者 第六十五条の二又は第六十五条の三の規定による届出をせず、又は虚 条 (第二十七条第一項、 いて準用する場合を含む。)、第十三条(第二十七条第一項、 一条第一項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。 第五条第一項前段の規定に違反した者 項又は第四十七条第一項において準用する場合を含む。)、第十二 第十六条第一項(第二十七条第一 第五条第五項、 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。 第十一条第二項 (第二十七条第一項、 第四十一条第一項又は第四十七条第一項にお 項 第四十一条第一項又は第四十

第四十一条第

第四十

$\overline{}$
<u>``</u>
傍
溟
線
部
は
改
쑤
ıԻ
立7
部
7
゙゙゙゙゙゙゙ヿ゙゛
ت

• (略)	· (略)
	費ヲ以テ其ノ歳出トス
	支援機構ニ対スル貸付金、業務勘定及調整勘定へノ繰入金其ノ他附属諸
	、貯蔵及運搬二関スル諸費、同条第一項ノ規定ニ依ル米穀安定供給確保
調整勘定へノ繰入金其ノ他附属諸費ヲ以テ其ノ歳出トス	歳入トシ此等ノ買入代金並買入、売渡、交換、貸付、交付、加工、製造
交換、貸付、交付、加工、製造、貯蔵及運搬ニ関スル諸費、業務勘定及	規定ニ依ル償還金、調整勘定ヨリノ受入金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ
金其ノ他附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ此等ノ買入代金並買入、売渡、	価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第十七条第二項ノ
穀等及麦等 (飼料用ヲ除ク) ノ輸入ニ係ル納付金、調整勘定ヨリノ受入	穀等及麦等(飼料用ヲ除ク)ノ輸入ニ係ル納付金、主要食糧の需給及び
産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入二係ル主要食糧ノ売渡代金、米	産麦及此等以外ノ国内産主要食糧並輸入ニ係ル主要食糧ノ売渡代金、米
第六条 食糧管理勘定ニ於テハ夫々国内産米穀(其ノ製品ヲ含ム)、国内	第六条(食糧管理勘定ニ於テ八夫々国内産米穀(其ノ製品ヲ含ム)、国内
現	改正案

_
$\overline{}$
傍線部は
は
改
正
部
分
_

格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第四十一条第一項の (格の安第六条)麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価(第六条(麦の生産者に係る品位等検査)	筷 輸	2 米穀その輸入した米穀について品位等検査を受けることができる。	第四条 米穀の輸入を業として行う者(以下「輸入業者」という。)は、 第四条	(米穀の輸入者に係る品位等検査) (米穀の輸入者に係る品位等検査) タイラ	- NDも 2 米穀	の区分 売渡し	ことができる。	生産者は、その生産した米穀について品位等検査を受ける 第三条	(米穀の生産者に係る品位等検査) (米穀	改正案
格の安定に関する法律第六十六条第一項の売渡し又は売渡しの委託を行六条 麦の生産者は、その生産した麦について、主要食糧の需給及び価(麦の生産者に係る品位等検査)	検査を受けることができる。輸入した米穀で前項の品位等検査に係る米穀以外のものについて品位等	――米穀の輸入を業として行う者(以下「輸入業者」という。)は、そのればならない。 ねばならない。 るときは、その売渡し前に、米穀の区分に応じ、品位等検査を受けなけ	米穀を輸入した者は、その輸入した米穀を政府に売り渡そうとす		外のものこつハて品立等倹査を受けることができる。	の区分」という。) に応じ、品位等検査を受けなければならない。売渡し又は売渡しの委託前に、もみ、玄米又は精米の区分(以下「米穀	荷米として売り渡し、又はその売渡しを委託しようとするときは、そのの安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第五条第一項の計画出		(米穀の生産者に係る品位等検査)	現行

の委託前に品位等検査を受けなければならない 売渡し又は売渡しの委託を行おうとするときは、 その売渡し又は売渡し

2 麦の生産者は、 その生産した麦で前項の品位等検査に係る麦以外のも

のについて品位等検査を受けることができる。

(準用)

第八条 第五条第一項の規定は、 麦について準用する。

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四条 産者からの請求により行うものについては、当該生産者の住所地又は検 第三条、 第六条及び第九条の品位等検査であつて、農産物の生

査を受けようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録

検査機関以外の登録検査機関は行うことができない

2 (略)

(検査の失効)

一・二 (略)

第十五条

Ξ もみ、 玄米又は精米の区分に変更が生じた場合

兀 8

2 ていないものとみなされたものを売り渡し、又はその売渡しを委託しよ 前項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するため農産物検査を受け 第六条第一項又は第三十四条第一項の品位等検査を受けた麦であつて

> なければならない。 おうとするときは、 その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検査を受け

(準用)

第八条 第三条第二項及び第五条第一項の規定は、 麦について準用する。

この場合において、 第三条第二項中「前項」とあるのは、 第六条」と

読み替えるものとする。

(生産者に係る品位等検査を行う者の特定等)

第十四条 。)、第六条並びに第九条の品位等検査であつて、 ようとする農産物の生産地を農産物検査を行う区域に含む登録検査機関 の請求により行うものについては、当該生産者の住所地又は検査を受け 第三条第一項及び第二項 (第八条において準用する場合を含む 農産物の生産者から

2 (略)

以外の登録検査機関は行うことができない。

(検査の失効)

第十五条

一・二 (略)

Ξ 米穀の区分に変更が生じた場合

四 (略)

2 あつて、 検査を受けた米穀(精米を除く。 第三条第 前項第 項、 一号から第三号までに掲げる場合に該当するため農産物 第四条第一項、 以下この項において同じ。 第六条又は第三十四条第一項の品位等)又は麦で

2 4 3 • 第三十四条 第十七条 5 9 六・七 — 〈 四 = ಶ್ (罰則) 位等検査について準用する 五 査を受けなければならない。 うとする売買取引業者等は、 (政府が輸入する麦等に係る農産物検査) (登録検査機関の登録) たもの 第十四条第二項の規定は、 掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないものとみなされ ١J 政府の所有に係る麦であつて、 もの 政府の輸入を目的とする買入れに係る麦で品位等検査を受けていな 登録検査機関が農産物検査を行う区域 (略) (略) (略) (略) (略 政府は、 次に掲げる麦について品位等検査を受けるものとす その売渡し又は売渡しの委託前に品位等検 前項第二号に掲げる麦についての同項の品 第十五条第 一項第一号又は第二号に 2 3 4 第三十四条 5 9 4 第十七条 六・七 — { 四 ものとする。 ては、 (罰則) 同項の品位等検査について準用する。 五 に品位等検査を受けなければならない。 を委託しようとする売買取引業者等は、 検査を受けていないものとみなされたものを売り渡し、 (登録検査機関の登録) (政府が輸入する米麦等に係る農産物検査 第十四条第二項の規定は、 第三号までに掲げる場合に該当するため品位等検査を受けていないも けていないもの のとみなされたもの 政府の所有に係る米穀又は麦であつて、 政府の輸入を目的とする買入れに係る米穀又は麦で品位等検査を受 登録検査機関が農産物検査を行う区域及び農産物検査を行う場所 米穀の区分に応じ、 (略) (略) (略 (略) (略) 政府は、 次に掲げる米穀又は麦について品位等検査を受ける 品位等検査を受けなければならない。 前項第二号に掲げる米穀又は麦についての その売渡し又は売渡しの委託前 この場合において、 第十五条第一 又はその売渡し 項 第 米穀につい 一号から

二·三(略)		第六条第一項又は第十五条第二項の規定に違反した者	第三十七条 (略)
・ (略)	違反した者	第三条第一項、第四条第一項、第六条又は第十五条第二項の規定に	第三十七条 (略)

_
傍
線
部
は
改
正
部
分
$\overline{}$

_
$\overline{}$
傍線
部
は
改
正
部
分

○号並びに第一九○四・九○号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料((○号並びに第一九〇四・九〇号の二及び三に掲げる穀物等の調製食料 ((
二の二及び三、第一九〇四・二〇号の二の二及び三、第一九〇四・三)()	二の二及び三、第一九〇四・二〇号の二の二及び三、第一九〇四・三) ()
及びDのaに掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の(及びDのaに掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号の
の二のB、C及びDのa並びに第一九〇一・九〇号の一の二のB、C	の二のB、C及びDのa並びに第一九〇一・九〇号の一の二のB、C
一一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一	一一〇八・一一号に掲げる小麦でん粉、同表第一九〇一・二〇号の一
び三並びに第一一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第	び三並びに第一一〇四・二九号の一及び三に掲げる加工穀物、同表第
、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九号の一及	、四及び五に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九号の一及
・一一号、第一一〇三・一九号の一及び二、第一一〇三・二〇号の一	・一一号、第一一〇三・一九号の一及び二、第一一〇三・二〇号の一
の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一一〇三	の一及び二に掲げる大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉、同表第一一〇三
一・○○号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一一○二・九○号	一・○○号に掲げる小麦粉及びメスリン粉、同表第一一○二・九○号
、同表第一〇〇八・九〇号の二の一に掲げるライ小麦、同表第一一〇	、同表第一〇〇八・九〇号の二の一に掲げるライ小麦、同表第一一〇
る小麦及びメスリン、同表第一○○三・○○号に掲げる大麦及び裸麦	る小麦及びメスリン、同表第一○○三・○○号に掲げる大麦及び裸麦
三 関税定率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げ	三 関税定率法別表第一〇〇一・一〇号及び第一〇〇一・九〇号に掲げ
- • (略)	一・二 (略)
当する場合には、適用しない。	当する場合には、適用しない。
2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該	2 前項の規定は、別表第一の六に掲げる物品が次の各号のいずれかに該
第七条の三 (略)	第七条の三 (略)
(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)	(輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税)
現	改正案

四~六 (略)

るところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの十五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定め法律第百十三号) 第四十二条の規定により輸入するもの及び同法第四法律第百十三号) 第四十二条の規定により輸入するもの及び同法第四品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の一のBに掲げる調製食料品の品がに同表第二一〇六・九〇号の二の一のBに掲げる調製食料品の品がに同表第二一〇六・九〇号の二の一のBに掲げる調製食料品の品がに同表第二十〇六・九〇号の二の一のBに掲げる調製食料品の品がに関する

三の二(関税定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第 のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の一の二の一、第一九〇四・二〇号の二の一及び第一九〇四・九〇号の一 九○一・二○号の一の二のA及び三並びに第一九○一・九○号の一の 号の二の二及び第一一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一 三・二〇号の三の二に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九 で定めるものを含む。) の返還に係るもの 規定により政府が貸付けを行つた米穀(これに準ずるものとして政令 規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水 二・三〇号に掲げる米粉、同表第一一〇三・一九号の四及び第一一〇 産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第四十九条第 に係る米穀等として輸入されるもの、同法第三十四条第一項第三号に の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡し 定に関する法律第三十条の規定により輸入するもの、同法第三十一条 二のA及び三に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九〇四・一〇号 一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一一〇 項の

ところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの十条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定める法律第百十三号)第六十七条の規定により輸入するもの及び同法第七うち、政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の一のBに掲げる調製食料品の品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の一のBに掲げる調製食料品の

三の二 関税定率法別表第一〇〇六・一〇号、第一〇〇六・二〇号、第 |一・三○号に掲げる米粉、同表第一一○三・一九号の四及び第一一○ 規定により政府が貸付けを行つた米穀 (これに準ずるものとして政令 の二の一、第一九〇四・二〇号の二の一及び第一九〇四・九〇号の一()(九〇一・二〇号の一の二のA及び三並びに第一九〇一・九〇号の一の 号の二の二及び第一一〇四・二九号の二に掲げる加工穀物、同表第一 三・二〇号の三の二に掲げるひき割り穀物等、同表第一一〇四・一九 で定めるものを含む。) の返還に係るもの 産大臣の証明を受けて輸入されるもの並びに同法第七十二条第 規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水 に係る米穀等として輸入されるもの、同法第六十五条第一項第三号に の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡し 定に関する法律第六十条の規定により輸入するもの、同法第六十二条 のAに掲げる調製食料品のうち、政府が主要食糧の需給及び価格の安 に掲げる穀物等の調製食料品並びに同表第二一〇六・九〇号の二の一 一〇〇六・三〇号及び第一〇〇六・四〇号に掲げる米、同表第一一〇 二のA及び三に掲げる穀粉等の調製食料品、同表第一九○四・一○号

一六 (略)

_						
-00九0			- 0 · 0 · 0 · · · 0	番号	八一条	3~7 (略)
法第四五条第一項ただし書に規政府が主要食糧の需給及び価格政府が主要食糧の需給及び価格	れるものが明を受けて輸入さいをで定めるところにより農林	定する政令で定める麦等のうち、法第四五条第一項ただし書に規規定により輸入するもの及び同規定により輸入するもの及び同規でに関する法律第四二条のの安定に関する法律第四二条の	デュラム小麦のうち小麦及びメスリン	品名	第八条の三、第八条の六、第八条の七関係)第一(暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二)(単)	
	無 税			税 率	第八条の二	
-00-九0				関税定率法別表の	八一条	3~7 (略)
その他のもののうち その他のもののうち ステーリ を でいまり かんけい では できる は できる といる でいる でいる といる といる といる といる といる といる といる といる といる と	れるものが明を受けて輸入さい。	定する政令で定める麦等のうち、法第七〇条第一項ただし書に規規定により輸入するもの及び同規定により輸入するもの及び同	デュラム小麦のうち小麦及びメスリン	品名	(の三、第八条の六、第八条の七関係)暫定関税率表(第二条、第七条の三、第七条の四、第八条の二	
					マ	

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		無 税	五条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるものの安定に関する法律第三〇条の規定により輸入するもの、同法第三一条の規定によら連合による連合による連合による車込みに応じて行う政府の買る申込みに応じて行う政府の買	- O· O· 六· - O
		二 無 〇 税 %	定する政令で定める麦等のうち水産大臣の証明を受けて輸入されるものメスリンその他のものその他のものを及び裸麦のうちをのが主要食糧の需給及び価格の	定する政令で定めると政令で定めるとれるものメスリンその他のものみたの他のもののもの

										- 00六・二0												
定めるところにより農林水産大	令で定める米穀等のうち政令で	四条第一項第三号に規定する政	して輸入されるもの、同法第三	入れ及び売渡しに係る米穀等と	る申込みに応じて行う政府の買	第三一条の規定による連名によ	規定により輸入するもの、同法	の安定に関する法律第三〇条の	政府が主要食糧の需給及び価格	玄米のうち	もの	の返還に係るもので輸入される	て政令で定めるものを含む。)	た米穀 (これに準ずるものとし	規定により政府が貸付けを行つ	の並びに同法第四九条第一項の	臣の証明を受けて輸入されるも	定めるところにより農林水産大	令で定める米穀等のうち政令で	四条第一項第三号に規定する政	して輸入されるもの、同法第三	入れ及び売渡しに係る米穀等と
											無税											
										_												
										OO六·IIO												
定めるところにより農林水産大	令で定める米穀等のうち政令で	五条第一項第三号に規定する政	して輸入されるもの、同法第六	入れ及び売渡しに係る米穀等と	る申込みに応じて行う政府の買	第六二条の規定による連名によ	規定により輸入するもの、同法	の安定に関する法律第六〇条の	政府が主要食糧の需給及び価格	玄米のうち	もの	の返還に係るもので輸入される	て政令で定めるものを含む。)	た米穀 (これに準ずるものとし	規定により政府が貸付けを行つ	の並びに同法第七二条第一項の	臣の証明を受けて輸入されるも	定めるところにより農林水産大	令で定める米穀等のうち政令で	五条第一項第三号に規定する政	して輸入されるもの、同法第六	入れ及び売渡しに係る米穀等と
											無税											

															- OO六・三O							
規定により政府が貸付けを行つ	の並びに同法第四九条第一項の	臣の証明を受けて輸入されるも	定めるところにより農林水産大	令で定める米穀等のうち政令で	四条第一項第三号に規定する政	して輸入されるもの、同法第三	入れ及び売渡しに係る米穀等と	る申込みに応じて行う政府の買	第三一条の規定による連名によ	規定により輸入するもの、同法	の安定に関する法律第三〇条の	政府が主要食糧の需給及び価格	ない。) のうち	つや出ししてあるかないかを問わ	精米 (研磨してあるかないか又は	もの	の返還に係るもので輸入される	て政令で定めるものを含む。)	た米穀 (これに準ずるものとし	規定により政府が貸付けを行つ	の並びに同法第四九条第一項の	臣の証明を受けて輸入されるも
																無税						
															一〇〇六・三〇							
規定により政府が貸付けを行つ	の並びに同法第七二条第一項の	臣の証明を受けて輸入されるも	定めるところにより農林水産大	令で定める米穀等のうち政令で	五条第一項第三号に規定する政	して輸入されるもの、同法第六	入れ及び売渡しに係る米穀等と	る申込みに応じて行う政府の買	第六二条の規定による連名によ	規定により輸入するもの、同法	の安定に関する法律第六〇条の	政府が主要食糧の需給及び価格	ない。) のうち	つや出ししてあるかないかを問わ	精米(研磨してあるかないか又は	もの	の返還に係るもので輸入される	て政令で定めるものを含む。)	た米穀(これに準ずるものとし	規定により政府が貸付けを行つ	の並びに同法第七二条第一項の	臣の証明を受けて輸入されるも
																 無 税						

	そば、ミレット及びカナリーシード	- 〇 八		そば、ミレット及びカナリーシード	
無税	もの		無税	もの	
	の返還に係るもので輸入される			の返還に係るもので輸入される	
	て政令で定めるものを含む。)			て政令で定めるものを含む。)	
	た米穀 (これに準ずるものとし			た米穀 (これに準ずるものとし	
	規定により政府が貸付けを行つ			規定により政府が貸付けを行つ	
	の並びに同法第七二条第一項の			の並びに同法第四九条第一項の	
	臣の証明を受けて輸入されるも			臣の証明を受けて輸入されるも	
	定めるところにより農林水産大			定めるところにより農林水産大	
	令で定める米穀等のうち政令で			令で定める米穀等のうち政令で	
	五条第一項第三号に規定する政			四条第一項第三号に規定する政	
	して輸入されるもの、同法第六			して輸入されるもの、同法第三	
	入れ及び売渡しに係る米穀等と			入れ及び売渡しに係る米穀等と	
	る申込みに応じて行う政府の買			る申込みに応じて行う政府の買	
	第六二条の規定による連名によ			第三一条の規定による連名によ	
	規定により輸入するもの、同法			規定により輸入するもの、同法	
	の安定に関する法律第六〇条の			の安定に関する法律第三〇条の	
	政府が主要食糧の需給及び価格			政府が主要食糧の需給及び価格	
	砕米のうち	00六・四0		砕米のうち	- 00六・四0
無税	もの		無税	もの	
	の返還に係るもので輸入される			の返還に係るもので輸入される	
	て政令で定めるものを含む。)			て政令で定めるものを含む。)	
	た米穀 (これに準ずるものとし			た米穀 (これに準ずるものとし	

るところにより農林水産大臣の証	令で定める麦等のうち政令で定め	五条第一項ただし書に規定する政	により輸入するもの及び同法第四	安定に関する法律第四二条の規定	政府が主要食糧の需給及び価格の	〇一・〇〇 小麦粉及びメスリン粉のうち	0_	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第四五条第一項	により輸入するもの及	る法律第四二条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(ライ小麦のうち	二をの他のもの	一〇〇八・九〇 その他の穀物	並びにその他の穀物
								無 税 														
							- 0														一〇〇八・九〇	
るところにより農林水産大臣の証	令で定める麦等のうち政令で定め	○条第一項ただし書に規定する政	により輸入するもの及び同法第七	安定に関する法律第六七条の規定	政府が主要食糧の需給及び価格の	小麦粉及びメスリン粉のうち		もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第七〇条第一項	により輸入するもの及	る法律第六七条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(ライ小麦のうち	二 その他のもの	その他の穀物	並びにその他の穀物

_ - - - - 九 0				
その他のもの 大麦粉及び裸麦粉のうち 大麦粉及び裸麦粉のうち 神第四二条の規定により 静入するもの及び同法第	るもの 産大臣の証明を受けて輸入され 令で定めるところにより農林水	る政令で定める米穀等のうち政第三四条第一項第三号に規定すして輸入されるもの並びに同法人れ及び売渡しに係る米穀等と	る申込みに応じて行う政府の買 第三一条の規定による連名によ 規定により輸入するもの、同法 規定に関する法律第三○条の の安定に関する法律第三○条の	米粉のうち。) 別を受けて輸入されるもの 明を受けて輸入されるもの
	<u>二</u> 五 %			<u>二</u> 五 %
0二・九0				- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
その他のもの 大麦粉及び裸麦粉のうち 大麦粉及び裸麦粉のうち 神角の安定に関する法 輸入するもの及び同法第	るもの 産大臣の証明を受けて輸入され 令で定めるところにより農林水	第六五条第一項第三号に規定すりて輸入されるもの並びに同法して輸入されるもの並びに同法	高申込みに応じて行う政府の買 第六二条の規定による連名によ 規定により輸入するもの、同法 規定に関する法律第六○条の の安定に関する法律第六○条の	米粉のうち。) 明を受けて輸入されるもの

	条の規定により輸入するもの 格の安定に関する法律第六七			条の規定により輸入するもの格の安定に関する法律第四二	
	政府が主要食糧の需給及び価			政府が主要食糧の需給及び価	
	小麦のもののうち	- - - - -		一 小麦のもののうち	O ·
	ひき割り穀物及び穀物のミール			ひき割り穀物及び穀物のミール	
	レット			レット	
	ひき割り穀物、穀物のミール及びペ	_ - O =		ひき割り穀物、穀物のミール及びペ	· O ==
五 %	るもの		三五%	るもの	
	の証明を受けて輸入され			の証明を受けて輸入され	
	ころにより農林水産大臣			ころにより農林水産大臣	
	等のうち政令で定めると			等のうち政令で定めると	
	規定する政令で定める麦			規定する政令で定める麦	
	七〇条第一項ただし書に			四五条第一項ただし書に	
	輸入するもの及び同法第			輸入するもの及び同法第	
	律第六七条の規定により			律第四二条の規定により	
	び価格の安定に関する法			び価格の安定に関する法	
	政府が主要食糧の需給及			政府が主要食糧の需給及	
	二 ライ小麦粉のうち			ニ ライ小麦粉のうち	
五 %	るもの		三五%	るもの	
	の証明を受けて輸入され			の証明を受けて輸入され	
	ころにより農林水産大臣			ころにより農林水産大臣	
	等のうち政令で定めると			等のうち政令で定めると	
	規定する政令で定める麦			規定する政令で定める麦	

								O三·-九					
る法律第四二条の規定 及び価格の安定に関す 政府が主要食糧の需給 コーライ小麦のもののうち	明を受けて輸入されるより農林水産大臣の証	政令で定める麦等のうちかった。	ただし書に規定する政び同法第四五条第一項	により輸入するもの及る法律第四二条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	ち 大麦又は裸麦のもののう	その他の穀物のもの	を受けて輸入されるもの	ろにより農林水産大臣の証明	麦等のうち政令で定めるとこ	し書に規定する政令で定める	及び同法第四五条第一項ただ
 %									<u>二</u> 五 %				
								 〇三・ 九					
る法律第六七条の規定 ひが価格の安定に関す ひが価格の安定に関する もののうち	明を受けて輸入されるより農林水産大臣の証	政令で定める麦等のうちので定めるところに	ただし書に規定する政び同法第七〇条第一項	により輸入するもの及る法律第六七条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	ち大麦又は裸麦のもののう	その他の穀物のもの	を受けて輸入されるもの	ろにより農林水産大臣の証明	麦等のうち政令で定めるとこ	し書に規定する政令で定める	及び同法第七〇条第一項ただ

るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	四条第一項第三号に規	るもの並びに同法第三	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る	に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第三一条の規定に	により輸入するもの、	る法律第三〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	四 米のもののうち	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第四五条第一項	により輸入するもの及
															<u>~</u> %							
	机架等	定す	五条	るも	—————————————————————————————————————	入れ	に応	よる	同法	によ	る法		政府	四 米のも	もの	明を	より			ただ	び同	
るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	五条第一項第三号に規	るもの並びに同法第六	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る	に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第六二条の規定に	により輸入するもの、	る法律第六〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	米のもののうち	3	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第七〇条第一項	により輸入するもの及
															<u>-</u> 0%							_

に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第三一条の規定に	により輸入するもの、	る法律第三〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	二米のもののうち	三 とうもろこし又は米のもの	るもの	の証明を受けて輸入され	ころにより農林水産大臣	等のうち政令で定めると	規定する政令で定める麦	四五条第一項ただし書に	輸入するもの及び同法第	律第四二条の規定により	び価格の安定に関する法	政府が主要食糧の需給及	一 小麦のもののうち	ペレット	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて
									五%												五%	
に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第六二条の規定に	により輸入するもの、	る法律第六〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	二 米のもののうち	三 とうもろこし又は米のもの	るもの	の証明を受けて輸入され	ころにより農林水産大臣	等のうち政令で定めると	規定する政令で定める麦	七〇条第一項ただし書に	輸入するもの及び同法第	律第六七条の規定により	び価格の安定に関する法	政府が主要食糧の需給及	一 小麦のもののうち		輸入されるもの	産大臣の証明を受けて

五	び価格の安定に関する法 政府が主要食糧の需給及 ライ小麦のもののうち 二()	の証明を受けて輸入されころにより農林水産大臣	等のうち政令で定めるを 別定する政令で定める麦四五条第一項ただし書に	輸入するもの及び同法第 び価格の安定に関する法 政府が主要食糧の需給及	輸入されるもの ニテ を大臣の証明を受けて 記り農林水	定する政令で定める米 四条第一項第三号に規 の表第一項第三号に規
ラ	<u>\</u>				五%	
格の安定に関すが主要食糧の需要のもののうち		 の 証 ろ	等のう 規定す	輸入する での 大麦又は畑の かんきょう かんりょう かんり かんりょう かんりょう かんり	輸産 を	定する名もの名もの
る 給 法 及 	び価格の安定に関する法政府が主要食糧の需給及ライ小麦のもののうち	の証明を受けて輸入されころにより農林水産大臣	等のうち政令で定める麦規定する政令で定める麦地でである政令で定める麦	輸入するもの及び同法第 び価格の安定に関する法 政府が主要食糧の需給及 大麦又は裸麦のもののうち	輸入されるもの産大臣の証明を受けてるところにより農林水穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米 五条第一項第三号に規 るもの並びに同法第六 の本がに同法第六

	一一○四・一九た穀物	ロールにかけ又はフレーク状にし状にし又はひいたものに限る。)	のもの及びロールにかけ、フレーク米を除く。)及び穀物の胚芽(全形料・でした。	粗くひハたもの。第一〇・〇六頃の、真珠形にとう精し、薄く切り又は、「ままがにとう精し、薄く切り又は		るものの証明を受けて輸入され	ころにより農林水産大臣	等のうち政令で定めると	
第四二条の表のもの		ク状にし	フレーク ク	〇 対 グラン は で は で で で で で で で で で で で で で で で で	ク 犬 こ 説 を 除 —		水産大臣	定めると	規定する政令で定める妻
						_ %			
	_ _ 〇四 - 九				一 . 0四				
1 小麦のもののうち かんが主要食糧の需 かんが主要食糧の需 かんが主要食糧の需	その他の穀物のものた穀物	ガにし又はひいたものに限る。)	のもの及びロールにかけ、フレーク米を除く。)及び穀物の胚芽(全形	粗くひいたもの。第一〇・〇六頃の、 真珠形にとう精し、薄く切り又は	き、コールこかけ、フレーク状こしその他の加工穀物(例えば、殻を除	るものの証明を受けて輸入され	ころにより農林水産大臣	等のうち政令で定めると	規定する政令で定める麦

	_		の規定により輸入す これの<
	<i>/</i> 6		五 %
二 とうもろこし又は米のも 二〇%明を受けて輸入され	明を受けて輸入されり農林水産大臣の証	(2) ライ小麦のもののうち	

	政府が主要食糧の需給			政府が主要食糧の需給	
	5			5	
	三 大麦又は裸麦のもののう			三 大麦又は裸麦のもののう	
三五%	れるもの	五 %	_ = =	れるもの	
	証明を受けて輸入さ			証明を受けて輸入さ	
	より農林水産大臣の			より農林水産大臣の	
	令で定めるところに			令で定めるところに	
	める米穀等のうち政			める米穀等のうち政	
	に規定する政令で定			に規定する政令で定	
	六五条第一項第三号			三四条第一項第三号	
	るもの並びに同法第			るもの並びに同法第	
	穀等として輸入され			穀等として輸入され	
	及び売渡しに係る米			及び売渡しに係る米	
	て行う政府の買入れ			て行う政府の買入れ	
	による申込みに応じ			による申込みに応じ	
	条の規定による連名			条の規定による連名	
	るもの、同法第六二			るもの、同法第三一	
	の規定により輸入す			の規定により輸入す	
	関する法律第六〇条			関する法律第三〇条	
	給及び価格の安定に			給及び価格の安定に	
	政府が主要食糧の需			政府が主要食糧の需	
	二 米のもののうち			二 米のもののうち	
				⁾⁾	

												一〇四・二九										
り農林水産大臣の証	で定めるところによ	める麦等のうち政令	に規定する政令で定	五条第一項ただし書	るもの及び同法第四	の規定により輸入す	関する法律第四二条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	(1) 小麦のもののうち	一 小麦又はライ小麦のもの	その他の穀物のもの	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第四五条第一項	により輸入するもの及	る法律第四二条の規定	及び価格の安定に関す
													<u>-</u> %									
												_ _ _ _ _ 九										
り農林水産大臣の証	で定めるところによ	める麦等のうち政令	に規定する政令で定	〇条第一項ただし書	るもの及び同法第七	の規定により輸入す	関する法律第六七条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	(1) 小麦のもののうち	一 小麦又はライ小麦のもの	_	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第七〇条第一項	により輸入するもの及	る法律第六七条の規定	及び価格の安定に関す

に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第三一条の規定に	により輸入するもの、	る法律第三〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	二米のもののうち	るもの	明を受けて輸入され	り農林水産大臣の証	で定めるところによ	める麦等のうち政令	に規定する政令で定	五条第一項ただし書	るもの及び同法第四	の規定により輸入す	関する法律第四二条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	(2) ライ小麦のもののうち	るもの	明を受けて輸入され
								<u>\</u>													<u>五</u> %	
に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第六二条の規定に	により輸入するもの、	る法律第六〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	二 米のもののうち	るもの	明を受けて輸入され	り農林水産大臣の証	で定めるところによ	める麦等のうち政令	に規定する政令で定	〇条第一項ただし書	るもの及び同法第七	の規定により輸入す	関する法律第六七条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	(2) ライ小麦のもののうち	るもの	明を受けて輸入され
の 買 	込み	正に	Ψ	規定	関す			<u>-</u> 0%	n n	証	よ	以令	で 定	U 書	第七	<u> </u>	七条	正	の 需	つち	三 五 %	れ

もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第四五条第一項	により輸入するもの及	る法律第四二条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	5	三 大麦又は裸麦のもののう	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	四条第一項第三号に規	るもの並びに同法第三	米穀等として輸入され	人れ及び売渡しに係る
_ O %													三五%								
																					_
も の	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第七〇条第一項	により輸入するもの及	る法律第六七条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	5	三 大麦又は裸麦のもののう	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	五条第一項第三号に規	るもの並びに同法第六	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る
_ O %													<u>二</u> 五 %								

が全重量の五	コアとして計	るものにあつ	物品の調製食品	・〇一項から	該当するもの	満のものに限っ	ココアの含有	全に脱脂した	ココアを含有さ	ん粉又は麦芽	一九・〇一 麦芽エキス並	を受け	ろによ	麦等の	し書に	及び同	条の規	格の安全	政府が、	一一〇八・一一 小麦でん粉のうち	でん粉	
が全重量の五%未満のものに限るも	コアとして計算したココアの含有量	るものにあつては完全に脱脂したコ	物品の調製食料品(ココアを含有す	・○一項から第○四・○四項までの	該当するものを除く。) 及び第〇四	満のものに限るものとし、他の項に	ココアの含有量が全重量の四〇%末	全に脱脂したココアとして計算した	ココアを含有するものにあつては完	ん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (麦芽エキス並びに穀粉、ミール、で	を受けて輸入されるもの ニーニー	ろにより農林水産大臣の証明	麦等のうち政令で定めるとこ	<u>し書</u> に規定する政令で定める	及び同法第四五条第一項ただ	条の規定により輸入するもの	格の安定に関する法律第四二	政府が主要食糧の需給及び価	粉のうち		
												五%										
											一九・〇一									- - - - -		- ()
が全重量の五%未満のものに限るも	コアとして計算したココアの含有量	るものにあつては完全に脱脂したコ	物品の調製食料品 (ココアを含有す	・〇一項から第〇四・〇四項までの	該当するものを除く。)及び第○四	満のものに限るものとし、他の項に	ココアの含有量が全重量の四〇%未	全に脱脂したココアとして計算した	ココアを含有するものにあつては完	ん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (麦芽エキス並びに穀粉、ミール、で	を受けて輸入されるもの	ろにより農林水産大臣の証明	麦等のうち政令で定めるとこ	し書に規定する政令で定める	及び同法第七〇条第一項ただ	条の規定により輸入するもの	格の安定に関する法律第六七	政府が主要食糧の需給及び価	小麦でん粉のうち	でん粉	
ъ _												_									_	

分の含有量の合計が乾燥状	料品(ミルクの天然の組成	〇四項までの物品の調製食	〇四・〇一項から第〇四・	用のものを除く。)及び第一	地(育児食用又は食餌療法	のものを除く。)、米菓生	び育児食用又は食餌療法用	のとし、ケーキミックス及	五%を超えるものに限るも	含有量の合計が全重量の八	るもので、これらの物品の	はでん粉の一以上を含有す	ミール若しくはペレット又	の粉、ひき割りしたもの、	イ小麦、大麦若しくは裸麦	調製食料品(米、小麦、ラ	ー 穀粉、ミール又はでん粉の	製造用の混合物及び練り生地	一九〇一・二〇 第一九・〇五項のベーカリー製品	-九〇一・一〇 (略)		のとし、他の項に該当するものを除
分の含有量の合計が乾燥状	料品(ミルクの天然の組成	○四項までの物品の調製食	○四・○一項から第○四・	用のものを除く。)及び第	地 (育児食用又は食餌療法	のものを除く。)、米菓生	び育児食用又は食餌療法用	のとし、ケーキミックス及	五%を超えるものに限るも	含有量の合計が全重量の八	るもので、これらの物品の	はでん粉の一以上を含有す	ミール若しくはペレット又	の粉、ひき割りしたもの、	イ小麦、大麦若しくは裸麦	調製食料品(米、小麦、ラ	ー 穀粉、ミール又はでん粉の	製造用の混合物及び練り生地	一九〇一・二〇 第一九・〇五項のベーカリー製品	一九〇一・一〇 (略)	⟨°)	のとし、他の項に該当するものを除

態において全重量の三〇%

以上のものに限る。)

(略)

(米、小麦、ライ小麦、大) 麦若しくは裸麦の粉、ひ

若しくはペレット又はで き割りしたもの、ミール

調製食料品で、これらの ん粉の一以上を含有する

の (ケーキミックス及び 重量の八五%を超えるも 物品の含有量の合計が全

育児食用又は食餌療法用

のものを除く。)

米産品、小麦産品 (ラ 、大麦産品 (裸麦産品 イ小麦産品を含む。)

のうち、米産品が最大 を含む。) 及びでん粉

の重量を占めるものの

政府が主要食糧の需

給及び価格の安定に

以上のものに限る。)

態において全重量の三〇%

(米、小麦、ライ小麦、大) (略)

き割りしたもの、ミール 麦若しくは裸麦の粉、ひ

ん粉の一以上を含有する 若しくはペレット又はで

調製食料品で、これらの 物品の含有量の合計が全

重量の八五%を超えるも

育児食用又は食餌療法用 の (ケーキミックス及び

のものを除く。)

米産品、小麦産品 (ラ イ小麦産品を含む。)

、大麦産品 (裸麦産品

のうち、米産品が最大 を含む。) 及びでん粉

の重量を占めるものの

政府が主要食糧の需 給及び価格の安定に

が最大の重量を占める	イ小麦産品を含む。)	のうち、小麦産品(ラ	を含む。)及びでん粉	、大麦産品 (裸麦産品	イ小麦産品を含む。)	B 米産品、小麦産品 (ラ	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	三四条第一項第三号	るもの並びに同法第	穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第三一	の規定により輸入す	関する法律第三〇条
							五%															
が最大の重量を占める	イ小麦産品を含む。)	のうち、小麦産品 (ラ	を含む。)及びでん粉	、大麦産品(裸麦産品	イ小麦産品を含む。)	B 米産品、小麦産品 (ラ	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	六五条第一項第三号	るもの並びに同法第	穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第六二	の規定により輸入す	関する法律第六〇条
<u> </u>		<u> </u>	个 刀	<u> </u>			三 五 %	<u> </u>	· · ·	اد	Щ	<u></u>	<u></u>	和	16		16		<u> </u>		9	ボ

C のうち 米産品、小麦産品 (ラ 麦産品を含む。) が最 大の重量を占めるもの のうち、大麦産品(裸 を含む。) 及びでん粉 イ小麦産品を含む。) もののうち 、大麦産品(裸麦産品 るもの 政府が主要食糧の需 政府が主要食糧の需 明を受けて輸入され り農林水産大臣の証 給及び価格の安定に で定めるところによ める麦等のうち政令 るもの及び同法第四 の規定により輸入す 関する法律第四二条 給及び価格の安定に に規定する政令で定 五条第一項ただし書 <u>二</u> 五 % C 米産品、小麦産品 (ラ のうち もののうち 麦産品を含む。)が最 のうち、大麦産品 (裸 を含む。)及びでん粉 大の重量を占めるもの 、大麦産品(裸麦産品 イ小麦産品を含む。) るもの 政府が主要食糧の需 明を受けて輸入され るもの及び同法第七 政府が主要食糧の需 り農林水産大臣の証 める麦等のうち政令 に規定する政令で定 の規定により輸入す 関する法律第六七条 給及び価格の安定に で定めるところによ 給及び価格の安定に ○条第一項ただし書 五%

D (a) 小麦でん粉を含有す の重量を占めるもの 米産品、小麦産品 (ラ のうち、でん粉が最大 を含む。)及びでん粉 、大麦産品 (裸麦産品 イ小麦産品を含む。) るもの 明を受けて輸入され るもののうち り農林水産大臣の証 関する法律第四二条 るもの及び同法第四 の規定により輸入す で定めるところによ める麦等のうち政令 に規定する政令で定 五条第一項ただし書 り輸入するもの及 定に関する法律第 政府が主要食糧の 四二条の規定によ 需給及び価格の安 <u>二</u> 五 % D (a) 小麦でん粉を含有す 米産品、小麦産品 (ラ の重量を占めるもの のうち、でん粉が最大 を含む。)及びでん粉 、大麦産品 (裸麦産品 イ小麦産品を含む。) るもの 明を受けて輸入され 関する法律第六七条 るもののうち り農林水産大臣の証 るもの及び同法第七 で定めるところによ める麦等のうち政令 に規定する政令で定 の規定により輸入す ○条第一項ただし書 り輸入するもの及 定に関する法律第 政府が主要食糧の 六七条の規定によ 需給及び価格の安 五%

(≡) 米菓生地 (育児食用又は (b) 。)のうち 食餌療法用のものを除く るもの並びに同法第三 る法律第三〇条の規定 及び価格の安定に関す 政府が主要食糧の需給 四条第一項第三号に規 米穀等として輸入され に応じて行う政府の買 よる連名による申込み 同法第三一条の規定に により輸入するもの、 入れ及び売渡しに係る (略) で定めるところに び同法第四五条第 の証明を受けて輸 る麦等のうち政令 定する政令で定め より農林水産大臣 入されるもの 一項ただし書に規 <u>一</u> 五 %

(三) 米菓生地 (育児食用又は 。)のうち (b) 食餌療法用のものを除く るもの並びに同法第六 により輸入するもの、 政府が主要食糧の需給 る法律第六〇条の規定 及び価格の安定に関す 五条第一項第三号に規 米穀等として輸入され 入れ及び売渡しに係る に応じて行う政府の買 よる連名による申込み 同法第六二条の規定に (略) び同法第七〇条第 で定めるところに 定する政令で定め の証明を受けて輸 より農林水産大臣 る麦等のうち政令 入されるもの 一項ただし書に規

> <u>二</u> 五 %

																	一九〇一・九〇					
おいて全重量の三〇%以上	含有量の合計が乾燥状態に	(ミルクの天然の組成分の	項までの物品の調製食料品	・〇一項から第〇四・〇四	のものを除く。)、第〇四	び育児食用又は食餌療法用	のとし、ケーキミックス及	五%を超えるものに限るも	含有量の合計が全重量の八	るもので、これらの物品の	はでん粉の一以上を含有す	ミール若しくはペレット又	の粉、ひき割りしたもの、	イ小麦、大麦若しくは裸麦	調製食料品(米、小麦、ラ	穀粉、ミール又はでん粉の	その他のもの	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米
																		三五%				
																	一九〇一・九〇					
おいて全事	含有量の合意	(ミルクの天然の組成分の	項までの物品の調製食料品	・〇一項から第〇四・〇四	のものを除く。)、第〇四	び育児食用又は食餌療法用	のとし、ケーキミックス及	五%を超えるものに限るも	含有量の合計が全重量の八	るもので、これらの物品の	はでん粉の一以上を含有す	ミー ル若しくはペレット又	の粉、ひき割りしたもの、	イ小麦、大麦若しくは裸麦	調製食料品(米、小麦、ラ	一 穀粉、ミール又はでん粉の	その他のもの	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米
おいて全重量の三〇%以上	含有量の合計が乾燥状態に	然の組成分の	の調製食料品	第〇四・〇四)、第〇四	食餌療法用	ミックス及	のに限るも	至重量の八	らの物品の	上を含有す	、レット又	たもの、	くは裸麦	小麦、ラ	でん粉の		<u>の</u>	を受けて	り農林水	令で定め	定める米

ているものとし、加 に類する米産品(育児食用 に類する米産品(育児食用 に類する米産品(育児食用 に類する米産品(育児食用

を若しくは裸麦の粉、ひこ 米、小麦、ライ小麦、大 (略) く。)

き割りしたもの、ミール

若しくはペレット又はで

ん粉の一以上を含有する

物品の含有量の合計が全調製食料品で、これらの

育児食用又は食餌療法用の(ケーキミックス及び重量の八五%を超えるも

のものを除く。)

米産品、小麦産品 (ラ

イ小麦産品を含む。)

大麦産品 (裸麦産品

を含む。) 及びでん粉

圧容器入りにしたホイップ

のものに限るものとし、加

のものを除く。) の(ケーキミックス及びの(ケーキミックス及びの) 物品の含有量の合計が全

調製食料品で、これらの

ん粉の一以上を含有する

若しくはペレット又はで

き割りしたもの、ミール

を含む。) 及びでん粉、大麦産品(裸麦産品(来麦産品(ラ

- 88 -

イ小麦産品を含む。) B 米産品、小麦産品(ラ	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	三四条第一項第三号	るもの並びに同法第	穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第三一	の規定により輸入す	関する法律第三〇条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	うち	の重量を占めるものの	のうち、米産品が最大
	<u>二</u> 五 %																				
イ小麦産品を含む。) B 米産品、小麦産品 (ラ	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	六五条第一項第三号	るもの並びに同法第	製等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第六二	の規定により輸入す	関する法律第六〇条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	うち	の重量を占めるものの	のうち、米産品が最大
	三五%																				

のうち、大麦産品 (裸	を含む。)及びでん粉	、大麦産品(裸麦産品	イ小麦産品を含む。)	て 米産品、小麦産品 (ラ	るもの	明を受けて輸入され	り農林水産大臣の証	で定めるところによ	める麦等のうち政令	に規定する政令で定	五条第一項ただし書	るもの及び同法第四	の規定により輸入す	関する法律第四二条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	もののうち	が最大の重量を占める	イ小麦産品を含む。)	のうち、小麦産品 (ラ	を含む。)及びでん粉	、大麦産品(裸麦産品
						五%																<u>—</u>
のうち、大麦産品(裸	を含む。)及びでん粉	、大麦産品(裸麦産品	イ小麦産品を含む。)	〇 米産品、小麦産品 (ラ	るもの	明を受けて輸入され	り農林水産大臣の証	で定めるところによ	める麦等のうち政令	に規定する政令で定	〇条第一項ただし書	るもの及び同法第七	の規定により輸入す	関する法律第六七条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	もののうち	が最大の重量を占める	イ小麦産品を含む。)	のうち、小麦産品(ラ	を含む。)及びでん粉	、大麦産品(裸麦産品
					三五%																	

D 米産品、小麦産品 (ラ のうち の重量を占めるもの のうち、でん粉が最大 を含む。) 及びでん粉 大の重量を占めるもの 麦産品を含む。)が最 、大麦産品(裸麦産品 イ小麦産品を含む。) 小麦でん粉を含有す るもの るもののうち 明を受けて輸入され り農林水産大臣の証 るもの及び同法第四 関する法律第四二条 給及び価格の安定に 政府が主要食糧の需 で定めるところによ める麦等のうち政令 五条第一項ただし書 の規定により輸入す に規定する政令で定 <u>二</u> 五 % D 米産品、小麦産品 (ラ のうち を含む。) 及びでん粉 麦産品を含む。) が最 の重量を占めるもの のうち、でん粉が最大 大の重量を占めるもの 、大麦産品 (裸麦産品 イ小麦産品を含む。) 小麦でん粉を含有す るもの るもののうち 明を受けて輸入され り農林水産大臣の証 るもの及び同法第七 給及び価格の安定に 政府が主要食糧の需 で定めるところによ 関する法律第六七条 める麦等のうち政令 ○条第一項ただし書 に規定する政令で定 の規定により輸入す 五%

(b) もち、だんごその他これ (略) 定に関する法律第 の証明を受けて輸 より農林水産大臣 で定めるところに る麦等のうち政令 定する政令で定め び同法第四五条第 り輸入するもの及 四二条の規定によ 需給及び価格の安 入されるもの 項ただし書に規

政府が主要食糧の

<u>二</u> 五 %

(≡)

らに類する米産品 (育児 食用又は食餌療法用のも

(2)(1)

(略)

その他のもののうち

関する法律第三〇条

関する法律第六〇条

給及び価格の安定に

政府が主要食糧の需

給及び価格の安定に

政府が主要食糧の需

のを除く。

(2)(1)(略) もち、だんごその他これ (b) のを除く。 らに類する米産品 (育児 食用又は食餌療法用のも

(三)

(略)

入されるもの

より農林水産大臣

で定めるところに

の証明を受けて輸

る麦等のうち政令

定する政令で定め

項ただし書に規

り輸入するもの及

六七条の規定によ

び同法第七〇条第

定に関する法律第

需給及び価格の安

政府が主要食糧の

五%

						一九・〇四															<u> </u>
調製をしたもの (他の項に該当する	あらかじめ加熱こよる調里その也のき割り穀物及びミールを除く。) で	。)及びその他の加工穀物(粉、ひ	- ク状の穀物 (とうもろこしを除く	ーンフレーク)並びに粒状又はフレ	いつて得た調製食料品 (例えば、コ	穀物又は穀物産品を膨張させて又は	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	三四条第一項第三号	るもの並びに同法第	製等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第三一	の規定により輸入す
							三五%														
						一九・〇四															_
調製をしたもの(他の項に該当する	あらかじめ加熱こよる調理その也のき割り穀物及びミールを除く。) で	。)及びその他の加工穀物(粉、ひ	ーク状の穀物 (とうもろこしを除く	ーンフレーク)並びに粒状又はフレ	いつて得た調製食料品 (例えば、コ	穀物又は穀物産品を膨張させて又は	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	六五条第一項第三号	るもの並びに同法第	穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第六二	の規定により輸入す

穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	四条第一項第三号に規	るもの並びに同法第三	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る	に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第三一条の規定に	により輸入するもの、	る法律第三〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(一米のもののうち	り以上の調製食料品	の含有量が全重量の五〇%	させて又はいつて得た物品	。)のいずれかを単に膨脹	。)又は大麦(裸麦を含む	二 米、小麦(ライ小麦を含む	はいつて得た調製食料品	一九〇四・一〇 穀物又は穀物産品を膨脹させて又	ものを除く。)
																					一九〇四・一〇	
穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	五条第一項第三号に規	るもの並びに同法第六	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る	に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第六二条の規定に	により輸入するもの、	る法律第六〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(一米のもののうち	り以上の調製食料品	の含有量が全重量の五〇%	させて又はいつて得た物品	。)のいずれかを単に膨脹	。)又は大麦(裸麦を含む	二 米、小麦(ライ小麦を含む	はいつて得た調製食料品	穀物又は穀物産品を膨脹させて又	ものを除く。)

					(≡))												(= <u>)</u>)		
び同法第四五条第一項により輸入するもの及	る法律第四二条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	もののうち	大麦 (裸麦を含む。)の	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政	び同法第四五条第一項	により輸入するもの及	る法律第四二条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給) のもののうち	小麦(ライ小麦を含む。	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水
						一 九 <u>-</u> %													一 九 <u>-</u> %		

び同法第七〇条第一項及び価格の安定に関する法律第六七条の規定の規定の規定の関連を担当されている。	まののうち もののうち もののうち	月を受けて耐入される。 中で定める麦等のうち なり農林水産大臣の証 なりで定めるところに	ただし書に規定する政及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及に関す	() のもののうち
	一 九 <u>:</u> %			一 九 <u>:</u> %

																一九〇四・二〇						_
同法第三一条の規定に	により輸入するもの、	る法律第三〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(一米のもののうち)) 食料品	全重量の五〇%以上の調製	させて得た物品の含有量が	。)のいずれかを単に膨張	。)又は大麦(裸麦を含む	二 米、小麦(ライ小麦を含む	から得た調製食料品	ク又は膨張させた穀物との混合物	のフレー クといつた穀物のフレー	た調製食料品及びいつてない穀物	いつてない穀物のフレークから得	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政
																	一 九 <u>-</u> %					
																 一 九						
																九〇四・二〇						
同法第六二条の規定に	により輸入するもの、	る法律第六○条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	一米のもののうち) 食料品	全重量の五〇%以上の調製	させて得た物品の含有量が	。)のいずれかを単に膨張	。)又は大麦(裸麦を含む	二 米、小麦 (ライ小麦を含む	から得た調製食料品	ク又は膨張させた穀物との混合物	のフレークといつた穀物のフレー	た調製食料品及びいつてない穀物	いつてない穀物のフレークから得	もの	明を受けて輸入される	より農林水産大臣の証	政令で定めるところに	令で定める麦等のうち	ただし書に規定する政

(=) 小麦(ライ小麦を含む。) のもののうち び同法第四五条第一項 政府が主要食糧の需給 るところにより農林水 穀等のうち政令で定め 明を受けて輸入される より農林水産大臣の証 政令で定めるところに 令で定める麦等のうち ただし書に規定する政 により輸入するもの及 る法律第四二条の規定 及び価格の安定に関す 輸入されるもの 産大臣の証明を受けて 定する政令で定める米 四条第一項第三号に規 るもの並びに同法第三 米穀等として輸入され に応じて行う政府の買 よる連名による申込み 入れ及び売渡しに係る 一九:二%

 (\Box) 小麦(ライ小麦を含む。) のもののうち るところにより農林水 明を受けて輸入される 政令で定めるところに び同法第七〇条第一項 により輸入するもの及 る法律第六七条の規定 政府が主要食糧の需給 穀等のうち政令で定め るもの並びに同法第六 に応じて行う政府の買 より農林水産大臣の証 令で定める麦等のうち ただし書に規定する政 及び価格の安定に関す 輸入されるもの 産大臣の証明を受けて 定する政令で定める米 五条第一項第三号に規 米穀等として輸入され 入れ及び売渡しに係る よる連名による申込み

一 九 <u>:</u> %

- 九〇四・三〇		
ブルガー小麦のうち がルガー小麦のうち を等のうち政令で定めるとことの表の規定により輸入するもの及び同法第四五条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより農林水産大臣の証明	(三 大麦 (裸麦を含む。)の もののうち 及び価格の安定に関する法律第四二条の規定により輸入するもの及 だだし書に規定する政 やで定める麦等のうち 政令で定める麦等のうち より農林水産大臣の証 より農林水産大臣の証	もの
	一 九 <u>-</u> <u>-</u> %	一九 <u>-</u> %
九〇四・三〇		
ブルガー 小麦のうち からにより農林水産大臣の証明 がルガー 小麦のうち かって定める とこ を等のうち 政令で定めるとこ を等のうち 政令で定める し書に規定する政令で定める しまに規定する政令で定める しまに規定する政令で定めるとこ うにより農林水産大臣の証明 が かんしょう いっち	(三 大麦(裸麦を含む。)の もののうち 及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及が同法第七〇条第一項が一定めるをで定めるところにより農林水産大臣の証より農林水産大臣の証より農林水産大臣の証もの	もの
	一 九 <u></u> %	一九:二%

																					一九〇四・九〇	
うち	二 小麦又はライ小麦のものの	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	四条第一項第三号に規	るもの並びに同法第三	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る	に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第三一条の規定に	により輸入するもの、	る法律第三〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(2) その他のもののうち	(1) (略)	一米のもの	その他のもの	を受けて輸入されるもの
		三五%																				<u>二</u> 五 %
																					一九〇四・九〇	
うち	二 小麦又はライ小麦のものの	輸入されるもの	産大臣の証明を受けて	るところにより農林水	穀等のうち政令で定め	定する政令で定める米	五条第一項第三号に規	るもの並びに同法第六	米穀等として輸入され	入れ及び売渡しに係る	に応じて行う政府の買	よる連名による申込み	同法第六二条の規定に	により輸入するもの、	る法律第六〇条の規定	及び価格の安定に関す	政府が主要食糧の需給	(2) その他のもののうち	(1) (略)	一 米のもの	その他のもの	を受けて輸入されるもの
		五 %																				五

調製食料品(他の項に該当するもの	 	調製食料品 (他の項に該当するもの	 - - - - - - 六
るもの	三	るもの	
の証明を受けて輸入され		の証明を受けて輸入され	
ころにより農林水産大臣		ころにより農林水産大臣	
等のうち政令で定めると		等のうち政令で定めると	
規定する政令で定める麦		規定する政令で定める麦	
七〇条第一項ただし書に		四五条第一項ただし書に	
輸入するもの及び同法第		輸入するもの及び同法第	
律第六七条の規定により		律第四二条の規定により	
び価格の安定に関する法		び価格の安定に関する法	
政府が主要食糧の需給及		政府が主要食糧の需給及	
三 大麦又は裸麦のもののうち		三 大麦又は裸麦のもののうち	
るもの	五%	るもの	
の証明を受けて輸入され		の証明を受けて輸入され	
ころにより農林水産大臣		ころにより農林水産大臣	
等のうち政令で定めると		等のうち政令で定めると	
規定する政令で定める麦		規定する政令で定める麦	
七〇条第一項ただし書に		四五条第一項ただし書に	
輸入するもの及び同法第		輸入するもの及び同法第	
律第六七条の規定により		律第四二条の規定により	
び価格の安定に関する法		び価格の安定に関する法	
政府が主要食糧の需給及		政府が主要食糧の需給及	

																				二〇六・九〇	二 0 六・ 0	
穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第三一	の規定により輸入す	関する法律第三〇条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	うち	三〇%を超えるものの	A 米の含有量が全重量の	超える調製食料品	有量が全重量の三〇%を	含む。) のいずれかの含	む。)又は大麦(裸麦を	一米、小麦(ライ小麦を含	二 その他のもの	一 (略)	その他のもの	(略)	を除く。)
																						<u> </u>
																				二一〇六・九〇		
穀等として輸入され	及び売渡しに係る米	て行う政府の買入れ	による申込みに応じ	条の規定による連名	るもの、同法第六二	の規定により輸入す	関する法律第六〇条	給及び価格の安定に	政府が主要食糧の需	うち	三〇%を超えるものの	A 米の含有量が全重量の	超える調製食料品	有量が全重量の三〇%を	含む。)のいずれかの含	む。)又は大麦(裸麦を	一 米、小麦(ライ小麦を含	二 その他のもの	一 (略)	その他のもの	(略)	を除く。)

一 で定めるところに	る麦等のうち政令	定する政令で定め	一項ただし書に規	び同法第四五条第	り輸入するもの及	四二条の規定によ	定に関する法律第	需給及び価格の安	政府が主要食糧の	るもののうち	重量の三○%を超え	む。)の含有量が全	(a 小麦 (ライ小麦を含	B その他のもの	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	三四条第一項第三号	るもの並びに同法第
															三五%							
で定めるところに	る麦等のうち政令	定する政令で定め	一項ただし書に規	び同法第七〇条第	り輸入するもの及	六七条の規定によ	定に関する法律第	需給及び価格の安	政府が主要食糧の	るもののうち	重量の三〇%を超え	む。)の含有量が全	(a 小麦 (ライ小麦を含	B その他のもの	れるもの	証明を受けて輸入さ	より農林水産大臣の	令で定めるところに	める米穀等のうち政	に規定する政令で定	六五条第一項第三号	るもの並びに同法第
															五%							

入されるもの	の証明を受けて輸	より農林水産大臣	で定めるところに	る麦等のうち政令	定する政令で定め	一項ただし書に規	び同法第四五条第	り輸入するもの及	四二条の規定によ	定に関する法律第	需給及び価格の安	政府が主要食糧の	ののうち	の三〇%を超えるも)の含有量が全重量	b 大麦(裸麦を含む。) 入されるもの	の証明を受けて輸	し、農林な産プ目
<u>二</u> 五 %																	<u>二</u> 五 %		
			70	7	Đ	_1	7.1	12	<u> </u>	Đ	a	Σħ	00	<u> </u>					
入されるもの	の証明を受けて輸	より農林水産大臣	で定めるところに	る麦等のうち政令	定する政令で定め	一項ただし書に規	び同法第七〇条第	り輸入するもの及	六七条の規定によ	定に関する法律第	需給及び価格の安	政府が主要食糧の	ののうち	の三〇%を超えるも)の含有量が全重量	大麦(裸麦を含む。	入されるもの	の証明を受けて輸	1
<u>二</u> 五 %																	<u>二</u> 五 %		

_
$\overline{}$
傍線
部は
改作
部分
$\overline{}$

八十二削除	(略)	関又は法人提供を受ける国の機	別表第一(第三十条の七関係)	十三・十四 (略)	十一条第三項におい米穀の配給を受ける	の規定により米穀の	法律 (平成六年法律)	(略)	。)をする。	より磁気ディスクを+	第七条 住民票には、次(住民票の記載事項)	
	(略)	事	1関係)	るもの	十一条第三項において同じ。) については、その米穀の配給に関する米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三	の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき	法律 (平成六年法律第百十三号) 第四十条第一項の規定に基づく政令十二 米穀の配給を受ける者 (主要食糧の需給及び価格の安定に関する			より磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ	次に掲げる事項について記載(前条第三項の規定に)	改正案
八十二農林水産省	(略)	関又は法人提供を受ける国の機	別表第一(第三十条の七関係)	十三・十四 (略)	三十一条第	令の規定に	法律 (平成 米穀の	->+ の二 (略)	。)をする。	より磁気ディ	第七条 住民票の記	
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律によ	(略)	事)七関係)	(略)	三項において同じ。) については、その米穀の配給に関す給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第	より米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づ	六年法律第百十三号)第八十三条第一項の規定に基づく政配給を受ける者 (主要食糧の需給及び価格の安定に関する	Ð		スクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ	には、次に掲げる事項について記載 (前条第三項の規定に載事項)	現 行

(略)	(略)	(略)
別長第五〜第三十条の人類系ン	別麦第五〜第三十条の人類系ン	
+ (略)	+ (略)	
十一削除	十一主要食糧の雪	の需給及び価格の安定に関する法律による同法第三十五
	条第一項の登録、	同法第四十一条第一項及び第四十七条第一項におい
	て準用する同法第	法第十条第二項の登録又は同法第四十一条第一項及び第
	四十七条第一項に	項において準用する同法第十一条第二項若しくは第十二
	条の届出に関する	する事務であつて総務省令で定めるもの
十二~三十二 (略)	十二~三十二(略))

$\overline{}$
132
傍
線
絉
立[7
部
は
Ιd
改
LX
표
т.
部
ΗÑ
分
//
$\overline{}$

改正案	現行
別表第一(第六条関係)	別表第一(第六条関係)
二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土	二十一 次に掲げる施設で財務省令で定めるものの用に供されている土
地等	地等
イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成六年法律第百十	イ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成六年法律第百十
三号) 第二十九条 (米穀の政府買入れ及び政府売渡し)、第三十条第	三号) 第五十九条第一項 (米穀の政府買入れ)、第六十条第一項 (米
一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)、第	穀等の輸入を目的とする買入れ)、第六十二条第一項 (輸入に係る米
三十一条第一項(輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売	穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し)、第六十六条第一項 (麦
渡し)、第四十一条第一項(麦の政府買入れ)又は第四十二条第一項	の政府買入れ) 又は第六十七条第一項 (麦等の輸入を目的とする買入
(麦等の輸入を目的とする買入れ)の規定に基づき政府が買い入れた	れ)の規定に基づき政府が買い入れた米穀又は麦を保管するための施
米穀又は麦を保管するための施設	設
口·八 (略)	ロ・八(略)